

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月27日

【事業年度】 第75期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 小林 稔

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一

【縦覧に供する場所】 大阪支店
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店
(岡山市北区下石井二丁目1番3号)

神戸支店
(神戸市中央区江戸町95番地)

横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2)

千葉支店
(千葉市中央区新町3番地13)

名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目1番26号)

越谷支店
(越谷市南越谷一丁目16番地8)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 (平成25年3月期)	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 (平成26年3月期)	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 (平成27年3月期)	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 (平成28年3月期)	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日 (平成29年3月期)
営業収益 (百万円)	18,283	25,241	20,413	21,846	20,714
純営業収益 (百万円)	18,228	25,191	19,073	20,346	19,338
経常利益 (百万円)	3,743	8,977	3,711	3,813	3,077
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,392	8,268	3,389	2,580	2,183
包括利益 (百万円)	4,528	8,059	2,974	2,319	2,814
純資産額 (百万円)	27,431	32,263	33,690	33,560	33,099
総資産額 (百万円)	43,751	48,723	48,242	46,593	53,706
1株当たり純資産額 (円)	626.39	738.88	760.01	763.66	769.18
1株当たり 当期純利益金額 (円)	78.26	190.04	77.52	58.88	50.89
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	78.15	188.40	77.00	58.77	50.83
自己資本比率 (%)	62.5	66.0	69.4	71.5	61.1
自己資本利益率 (%)	13.4	27.8	10.3	7.7	6.6
株価収益率 (倍)	12.8	7.3	16.8	16.3	16.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	514	6,453	1,420	3,980	4,356
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	333	871	887	307	83
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,184	3,322	1,972	2,549	2,689
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	9,238	13,239	13,963	15,675	17,426
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	954 [15]	957 [14]	981 [9]	1,003 [6]	1,009 [4]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 平成28年3月期より連結損益計算書の表示方法の変更を行っております。この変更により、平成27年3月期の関連する主要な経営指標等について組替えを行っております。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (うち受入手数料)	(百万円)	17,008 (16,595)	23,640 (23,045)	18,474 (17,966)	19,596 (18,955)	18,497 (18,050)
純営業収益	(百万円)	16,966	23,601	18,406	19,534	18,438
経常利益	(百万円)	3,674	8,820	3,346	3,324	2,578
当期純利益	(百万円)	3,386	8,146	3,071	2,273	1,848
資本金	(百万円)	14,577	14,577	14,577	14,577	14,577
発行済株式総数	(千株)	44,431	44,431	44,431	44,431	44,431
純資産額	(百万円)	27,228	31,923	32,693	32,407	31,623
総資産額	(百万円)	42,816	47,620	46,696	44,889	51,620
1株当たり純資産額	(円)	622.56	731.96	738.54	738.33	736.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	32.00 (10.00)	72.00 (45.00)	40.00 (21.00)	53.00 (27.00)	31.00 (15.00)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	78.10	187.23	70.25	51.88	43.09
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)	78.00	185.62	69.79	51.79	43.04
自己資本比率	(%)	63.5	66.9	69.7	71.8	60.8
自己資本利益率	(%)	13.4	27.6	9.5	7.0	5.8
株価収益率	(倍)	12.8	7.4	18.5	18.5	19.5
配当性向	(%)	41.0	38.5	56.9	102.1	71.9
純資産配当率	(%)	5.6	10.6	5.4	7.2	4.2
自己資本規制比率	(%)	514.5	575.4	602.4	593.5	591.9
従業員数 [外,平均臨時雇用者数]	(名)	857 [9]	861 [9]	908 [6]	926 [5]	936 [2]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第74期(平成28年3月期)の1株当たり配当額53円には、創立65周年記念配当20円(中間配当10円、期末配当10円)を含んでおります。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

提出会社は、昭和19年5月29日、証券業大森商店(代表者 大森陳太)、証券業赤阪商店(代表者 赤阪福太郎)、証券業高橋商店(代表者 高木清太郎)の3店が合併し、大阪市東区(現中央区)に三栄証券株式会社として、資本金50万円で設立されました。設立後の沿革の概要は次のとおりであります。

年月	概要
昭和23年10月	証券取引法に基づく証券業者としての登録を受ける。
24年4月	大阪証券取引所(現・株式会社大阪取引所)の正会員となる。
25年8月	一吉証券株式会社に商号を変更する。
37年12月	一吉不動産株式会社(平成11年6月、いちよしビジネスサービス株式会社に商号変更(現・連結子会社))を設立する。
43年4月	改正証券取引法に基づく証券業の免許を受ける。
46年10月	東京証券取引所(現・株式会社東京証券取引所)の正会員となる。
58年10月	御坊阪本証券株式会社を吸収合併する。
61年6月	資本金を35億45百万円に増資し、総合証券となる。
61年10月	一吉投資顧問株式会社を設立し、調査部門を分離独立する。
61年11月	香港駐在員事務所を現地法人化して、一吉国際(香港)有限公司を設立する。
62年5月	株式会社一吉調査センター(平成2年4月、株式会社一吉証券経済研究所に商号変更)を設立し、一吉投資顧問株式会社の調査部門を同社に移管する。
63年4月	日本銀行との当座預金取引を開始する。
63年5月	国債元利金支払取扱店の承認を日本銀行から受ける。
63年11月	名古屋証券取引所(現・株式会社名古屋証券取引所)の正会員となる。
平成元年3月	日本銀行との手形貸付取引の承認を受ける。
元年4月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場する。
2年3月	株式会社一吉ファイナンス(平成5年5月、株式会社一吉エンタープライズに商号変更)を設立する。
4年4月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化して、イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを設立する。
4年5月	インドネシアの総合証券会社に資本参加し、社名をピー ティー イチヨシ アルファ セキュリティーズ(平成11年4月、ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアに社名変更)とする。
10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録。
11年1月	抵当証券業の規則等に関する法律に基づく抵当証券業の登録を受ける。
12年3月	株式会社一吉エンタープライズを清算する。
12年7月	「一吉証券株式会社」から「いちよし証券株式会社」に商号変更する。
12年7月	本店を東京都中央区に移転する。
12年7月	「一吉投資顧問株式会社」から「いちよし投資顧問株式会社」に商号変更する。
12年7月	「株式会社一吉証券経済研究所」から「株式会社いちよし経済研究所」に商号変更する。
12年12月	いちよし投資顧問株式会社を連結子会社とする。
12年12月	株式会社いちよし経済研究所を連結子会社とする。
13年12月	ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアを連結子会社から除外とする。
14年4月	抵当証券の販売の媒介等の業務を廃止する。
14年8月	イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを清算する。
15年6月	提出会社が委員会等設置会社(現・指名委員会等設置会社)へ移行する。
18年3月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定される。
18年7月	株式会社いちよしIR研究所を設立し連結子会社とする。
19年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける。
21年8月	株式会社いちよしIR研究所を清算する。
22年2月	一吉国際(香港)有限公司を清算する。
22年4月	環証券株式会社を吸収合併する。
23年1月	飯田證券株式会社、佐世保証証券株式会社を吸収合併する。
23年9月	株式交換により伊勢証券株式会社を連結子会社とする。

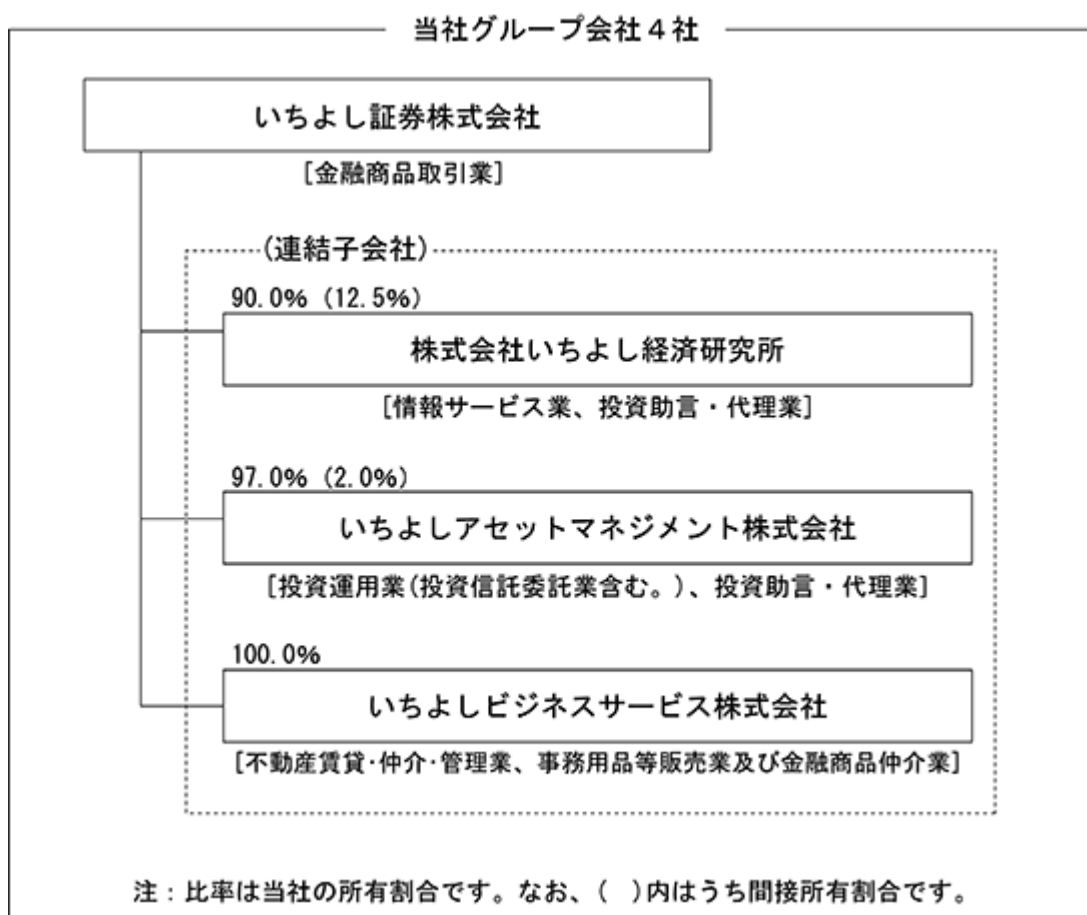
年月	概要
24年2月	伊勢証券株式会社を吸収合併する。
24年5月	「いちよし投資顧問株式会社」から「いちよしアセットマネジメント株式会社」に商号変更する。
25年3月	大北証券株式会社を吸収合併する。
26年9月	株式交換により西脇証券株式会社を連結子会社とする。
26年12月	西脇証券株式会社を吸収合併する。
29年3月末現在	連結子会社は3社。提出会社の店舗数は53カ店となる。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社3社で構成され、主たる事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を展開しております。

当社の具体的業務は、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びにその他の有価証券関連業であり、これらに関するお客様の多様なニーズに対応したサービスを提供しております。

当社の連結子会社は、当社の業務に関連した事業を展開しております。「株式会社いちよし経済研究所」は中小型成長企業の株式に係る調査・情報収集、投資助言・代理業務、「いちよしアセットマネジメント株式会社」は投資運用業・投資助言業務を通じたアセット・マネジメント業務、「いちよしビジネスサービス株式会社」は当社グループにおける不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等の販売及び金融商品仲介業等をそれぞれ行っております。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株式会社 いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	情報サービス業 投資助言・代理業	90.0 (12.5)		役員の兼任 3名
いちよしアセット マネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	投資運用業(投資 信託委託業含む) 投資助言・代理業	97.0 (2.0)		役員の兼任 2名
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区	240百万円	不動産賃貸・仲 介・管理業、事務 用品等販売業及び 金融商品仲介業	100.0		提出会社への不動産の賃貸 役員の兼任 1名

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は間接所有で内数表示しております。
2 上記の各社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

	従業員数(名)
連結会社合計	1,009〔4〕

- (注) 1 当社グループは、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員であり、〔 〕内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
3 従業員数は、執行役員(20名)、契約社員(98名)及び歩合外務員(2名)を含め、エグゼクティブ・アドバイザー(2名)、顧問(6名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
936〔2〕	43.9	13.2	7,106,684

- (注) 1 当社は、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、当社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。
3 従業員数は就業人員であり、〔 〕内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
4 従業員数は、執行役員(14名)、契約社員(78名)及び歩合外務員(2名)を含め、エグゼクティブ・アドバイザー(2名)、顧問(5名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6 平均年齢及び平均勤続年数は、歩合外務員(2名)を含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

いちよし証券従業員組合は経済生活の向上と労働条件の改善のため、昭和44年7月30日に結成されました。当組合は当社グループの職員のみをもって組織する単一組合であり、外部上部団体には所属しておりません。現在、各社とも労使関係は終始円満に推移しており、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の状況

当連結会計年度の日本経済は、当初、円高と新興国経済の減速による企業業績への影響や消費の伸び悩みなど民需の低迷による景気停滞感が見られましたが、6月に消費税率引き上げ再延期が発表され、8月には政府の大型経済対策が策定され、年度後半には、円安による輸出回復などにより生産にも増加傾向が見られ、企業収益の改善を背景として設備投資も底堅く推移し、雇用や所得環境も改善が続いたことで個人消費に持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復を辿りました。

日本の株式市場は、円高による企業業績への影響や日米の金融政策、米国大統領選を巡る思惑などから不安定な値動きが続きました。6月24日には、英国のEU離脱決定を起因として日経平均株価は1万4,864円の安値を付け、その後、7月29日の日銀による指数連動型上場投資信託(ETF)の買入ペース年約6兆円への増額を受けて底堅く推移するなか、9月21日には日銀による長短金利操作付き量的・質的金融緩和策が導入されました。米国では、11月の大統領選挙でトランプ氏が勝利し、経済・財政政策への期待から長期金利が上昇しドル高・株高が進み、日本の株式市場も円安による輸出関連企業の業績上方修正への期待を背景とした海外勢による日本株の見直し機運が高まり、年末に日経平均株価は年末終値として5年連続の上昇となる1万9,114円を付けました。年明け後の3月には米国の主要株価指数が過去最高値を更新しました。日経平均株価も、円安傾向の鈍化による調整局面を経て、3月2日に一時1万9,668円を付け昨年来高値を更新しました。その後、米国トランプ政権による政策実現への懐疑的な見方や保護主義政策への警戒感、円相場の上昇などが重荷となり、1万8,909円で当連結会計年度末を迎えました。

外国為替市場では、期初から円高傾向が続き、英国のEU離脱決定を起因として6月24日に一時1ドル=99円台まで円高が進みました。しかし、年度後半からはトランプ氏の大統領選挙勝利後の米国長期金利の上昇を受けて円安傾向に転じ、ドル円相場は12月15日に1ドル=118円66銭と、約10カ月半ぶりの円安水準となりました。その後、米利上げペースの後退観測による日米金利差の縮小などから円相場はやや上昇し、当連結会計年度末は1ドル=111円台前半で終わりました。

日本の新興市場では、日経ジャスダック平均株価は、期初から好需給を背景に堅調に推移し、6月24日に英国のEU離脱決定を起因として2,322円の安値を付けましたが、以降は上昇基調を辿り、3月10日には約25年8カ月ぶりの高値となる3,075円を付け、その後も高値圏で推移し、3,045円で当連結会計年度末を迎えました。東証マザーズ指数は4月21日に昨年来高値1,230を付けて以降は調整局面に入りましたが、11月9日の安値798を底に上昇に転じ、当連結会計年度末終値は1,070となりました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比11.1%減の2兆7,399億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同32.7%減の472億円となりました。

当社は、このような環境下、株式につきましては、マイナス金利の下で安定性と配当に注目した資産株のご提案をベースにして、当社グループの強みであるリサーチ力を生かした中長期成長期待企業への投資のご提案をするなど、お客様のニーズにお応えする施策を引き続き実行して参りました。なお、株式委託売買代金は2兆1,704億円(前連結会計年度比3.6%減)となりました。

投資信託につきましては、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション(愛称:ドリコレ)」がお客様の保守的な資産の中長期運用サービスとして順調に契約を伸ばし、当連結会計年度末の残高は550億円超となりました。

また、平成28年6月に募集を開始した投資信託「いちよし中小型成長株ファンド(愛称:あすなろ)」は、(株)いちよし経済研究所のリサーチ力といちよしアセットマネジメント(株)の運用力を活用するという当社グループの総合力を生かしたシナジー効果を発揮することで順調に残高を伸ばしており、当連結会計年度末の残高は470億円超となり、日本の中小型株を投資対象とした公募投資信託のなかで運用資産残高日本一となりました。

さらに、平成29年2月には投資信託「いちよし日本好配当株&」リートファンド(愛称:明日葉(あしたば))」の募集を開始し、順調に残高を伸ばしております。

なお、平成28年12月には投資信託「東日本復興応援株式ファンド(愛称:ニッポンの絆)」「日本好配当株ファンド2016-09」「日本好配当株ファンド2016-10」の3商品が高い運用成績をもって償還となりました。

グループのいちよしアセットマネジメント(株)においても、運用資産残高が大きく増加し、当連結会計年度末の残高は1,791億円(前連結会計年度末比66.4%増)となりました。

以上の結果、当社グループの純営業収益は193億38百万円(前連結会計年度比5.0%減)となりました。一方、販売費・一般管理費は163億44百万円(同1.8%減)となり、差し引き営業利益は29億94百万円(同19.0%減)となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

受入手数料

受入手数料の合計は188億57百万円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。

	平成28年3月期(百万円)	平成29年3月期(百万円)
受入手数料	19,682	18,857
委託手数料	7,633	7,070
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	1,284	361
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	4,558	5,642
その他の受入手数料	6,205	5,782

委託手数料：

株券の委託手数料合計は68億12百万円（前連結会計年度比6.1%減）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は17億50百万円（同30.2%増）となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は前連結会計年度の18.5%から25.7%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、新規公開企業31社（前連結会計年度は、主幹事3社を含む新規公開企業39社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは主幹事2社を含む9社（同主幹事5社を含む10社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料合計は3億61百万円（前連結会計年度比71.8%減）となりました。

当連結会計年度末における累計引受社数は、はじめて1,000社を超え、1,013社（主幹事45社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

投資信託に係る手数料が55億56百万円（前連結会計年度比23.3%増）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料合計は56億42百万円（同23.8%増）となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、当社の受益証券残高に係る信託報酬が41億74百万円（前連結会計年度比15.2%減）、いちよしアセットマネジメント（株）の運用に係る信託報酬が5億45百万円（同45.7%増）となり、これに当社のファンドラップに係るフィー等、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料及び公開支援に伴う手数料等を加え、57億82百万円（同6.8%減）となりました。

トレーディング損益

	平成28年3月期(百万円)	平成29年3月期(百万円)
トレーディング損益	325	209
株券等トレーディング損益	33	83
債券等・その他の トレーディング損益	291	126
(債券等トレーディング損益)	267	106
(その他のトレーディング損益)	24	19

株券等のトレーディング損益は、83百万円（前連結会計年度比146.8%増）の利益となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、外国債券の募集の減少により1億26百万円（同56.7%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では2億9百万円（同35.5%減）の利益となりました。

金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の平均残高の減少により2億37百万円（前連結会計年度比24.6%減）、金融費用は、66百万円（同6.7%減）となり、差し引き金融収支は1億71百万円（同29.8%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の純営業収益は193億38百万円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、取引関係費等の減少により163億44百万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。

営業外損益及び特別損益

営業外収益は、投資有価証券配当金22百万円及び投資事業組合運用益43百万円等で合計1億8百万円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の営業外損益は83百万円（前連結会計年度比29.2%減）の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は30億77百万円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。

特別損益は、固定資産売却損63百万円等により22百万円の損失となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は30億54百万円（前連結会計年度比22.5%減）となりました。これに法人税、住民税及び事業税8億36百万円、法人税等調整額17百万円等を差し引きした結果、親会社株主に帰属する当期純利益は21億83百万円（同15.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度末の預り資産は、株式、投資信託、ファンドラップ等の新規資金による買付や国内外マーケットの上昇が増加要因となりましたが、一方、株式、投資信託の利益確定等の売却や投資信託の償還が減少要因となり、前連結会計年度末に比べ1.5%減の1兆7,479億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益30億54百万円を計上、預り金及び受入証拠金の増加59億56百万円、信用取引資産及び信用取引負債の増加14億50百万円等により増加、顧客分別金信託の増加49億70百万円、法人税等の支払11億56百万円等により減少し、43億56百万円（前連結会計年度比3億75百万円の増加）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入4億65百万円、無形固定資産の取得による支出2億66百万円等により、83百万円（同2億23百万円の減少）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払17億74百万円、自己株式の取得による支出8億80百万円等により、26億89百万円（同1億39百万円の減少）となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、17億50百万円増加し、174億26百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品：

最近2連結会計年度末におけるトレーディング商品残高は以下のとおりであります。

	平成28年3月31日(百万円)	平成29年3月31日(百万円)
資産の部のトレーディング商品	464	317
商品有価証券等	464	317
株券	67	22
債券	208	294
CP及びCD		
受益証券等	188	
その他		
デリバティブ取引		
オプション取引		
為替予約取引		
その他		
負債の部のトレーディング商品	0	0
商品有価証券等		
株券		
債券		
CP及びCD		
受益証券等		
その他		
デリバティブ取引	0	0
オプション取引		
為替予約取引	0	0
その他		

トレーディングに係るリスク管理体制：

当社グループにおけるトレーディングに係るリスク管理体制は、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスク管理規程及び市場リスク管理細則に準じて市場リスクの管理を行っております。

具体的には、主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に係わる有価証券について、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をロスカット基準等と合わせて定めております。また、市場リスク相当額は標準的方式により算出され、状況を把握して確認を行っております。なお、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議においては、運用環境や当社の財務状況等を勘案してポジション枠等の見直しや今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクの管理は、日々、リスク管理室がモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対して報告を行っております。

2 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

会社経営の基本方針

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。

その実現に向け、下記のクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題の一つとしております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

〔クレド（企業理念）〕

- ・ 経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」
- ・ 経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」
- ・ 行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」「Long Term Good Relation」

トライアングル・ピラミッド経営

リサーチをベースにリテール部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体を管理・企画部門という土台が支えることにより各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させることを目的とした経営スタイルです。

さらに各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。

新中期経営計画・8つの基本戦略

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築に向けて、クレドの実践により一人一人のお客様にとって一番の証券会社を目指しております。また、預り資産を「お客様からの信頼」と「いちよしの基礎体力」のパロメーターと位置づけ、預り資産の拡大を最も重要な経営目標であり成長の源泉として持続的な成長の実現に努めています。

また、具体的な目標として、当社は、金融・証券界の「ブランド・ブティックハウス」の構築を目指して従来築いてきた土台を基に、その上に「ブティックハウス」を構築するために、平成28年10月から平成32年3月末を計画期間とした「新中期経営計画」を策定しております。預り資産の拡大、コンプライアンスの実践、コーポレート・ガバナンスを核として、「8つの基本戦略」を柱に、新中期経営計画の達成に向けて取り組んでおります。

新中期経営計画の項目と数値目標及び当期末実績は以下のとおりです。

〔新中期経営計画〕

項目	数値目標（平成32年3月末）	[当期末実績]
預り資産	3兆5,000億円	1兆7,479億円
ROE （自己資本当期純利益率）	15%以上	6.6%
主幹事会社数（累計）	70社	45社

〔8つの基本戦略〕

1. クレドの徹底

いちよしの永続的な成長のベースになる経営理念・経営目標・行動指針

2. 営業基盤の拡大

預り資産の増大

「顧客戦略」「商品戦略」「チャネルの多様化」

3. 収支構造の改善の継続

株式市場の変動に影響されない収支構造

「投信・ラップ残高の拡大による安定収益」「株式以外の収入でコストをカバー」

4. 既存ビジネス収益力の厚みの増加

中小型株特化の収益力アップ

「中小型株、中小型株投信」「機関投資家ビジネス」「投資銀行業務」「地域金融機関との連携」
「いちよしアセットマネジメント運用資産の残高拡大」

5. いちよしの総合力

『トライアングル・ピラミッド経営』の強化

「本社・本部のバックアップ体制によるお客様サービスの強化」「関連会社とのシナジー効果の発揮」

6. コンプライアンスの実践

コンプライアンスは競争力の源泉

「法令遵守は絶対」「お客様目線の適合性重視」

7. 人材の育成

人材こそが成長の源泉

「若手アドバイザーの育成」「女性社員の育成と管理職登用」「シニア社員の活用」

8. 「働きやすい・やりがいのある職場」作り

「風通しの良い、明るい職場」「仕事のやり方改善」「福利厚生、職場環境の見直し」

(2) 対処すべき課題

実質金利マイナスの環境の長期化を背景として「貯蓄から投資へ」そして「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化していくなかで、今後の我が国における証券会社は、お客様の立場に沿ったビジネスを展開することがより強く求められていくと考えられます。この点において、当社は「コンプライアンスは競争力の源泉」という位置づけでお客様との信頼関係を優先してサービスを提供することを長年続けて参りました。まさに当社の更なる飛躍の環境が整ってきたと捉えており、一層の進化に取り組んで参ります。

当社は、お客様の資産の中長期運用における「投信ベース資産」として、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」のサービスを引き続きご提案するとともに、「投信アクティブ資産」として「いちよし中小型成長株ファンド（愛称：あすなる）」をご提案し、一人一人のお客様の資金性格に応じた分散投資によるポートフォリオの構築によりお客様満足度の向上に取り組んで参りました。株式においても中長期投資による「株式ベース資産」と当社グループの強みである中小型株のリサーチ力を生かした中長期成長期待企業に対する投資による「株式アクティブ資産」への分散投資のご提案を実行して参りました。

この取り組みをより強力に進め、預り資産を拡大していく所存です。

また、当社はかねてより従業員の労働条件や職場環境、人事制度、人材育成を経営の重要課題としておりますが、あらためて、「働きやすい・やりがいのある職場」作りの具体的な取り組みを進めております。

今後も、当社の3つの特徴（株）いちよし経済研究所のリサーチ力、コーポレート・ガバナンス力、コンプライアンス力（お客様満足度）を生かし、「8つの基本戦略」を柱に、「新中期経営計画」を達成すべく、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

預り資産を増やすためには営業拠点の展開も重要であり、平成28年4月には首都圏の店舗網拡大のため、東京成増にプラネットプラザ成増を開設し、平成29年5月9日には山陽道における店舗強化のため、広島支店を開設いたしました。今後も、将来における資金フローを踏まえた店舗網の充実を図って参ります。

また、当社のグループ力を生かしたいちよしアセットマネジメント（株）の中小型株を運用する投資信託は、パフォーマンスも良好で地域金融機関による販売網も拡大してきており、引き続き、より幅広いお客様へ提案できるよう地域金融機関との連携を進めて参ります。さらに、いちよしビジネスサービス（株）においては、金融商品仲介業務を再稼働し、職域マーケットのお客様のセカンドライフのコンサルティングに特化した新たな取組みとして、本年4月3日に東京成増にて「桜生活・年金サポート成増オフィス」の営業を開始しております。

また、当社の法人部門においてはIPOやPOにおいて主幹事会社を務める会社数の更なる増加に努め、管理・企画部門ではお客様からの信頼を向上するため、フロント部門を強力にバックアップする体制の構築と効率化を進めていきます。

今後とも、グループ会社各社とのシナジー効果の強化を図るなど、役職員一丸となって鋭意努力して参ります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

() 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、金融・証券界の「ブランド・ブティックハウス」の構築を目指し、平成28年10月から平成32年3月末を計画期間とした「新中期経営計画」を策定しております。

具体的には、預り資産3兆5,000億円 / ROE 15%以上 / 主幹事会社数70社を平成32年3月末までの数値目標として掲げております。預り資産の拡大に向けては、まず、家計の約900兆円の現金・預金をターゲットとして、ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）を中心としたサービスと投信、資産株の中長期投資によりベース資産の拡大を図り、次に、この2つのベース資産の上にアクティブ資産を積み上げ拡大していくことで、一人一人のお客様のニーズにお応えしながらお客様資産のポートフォリオを構築することによって、預り資産の拡大に取り組んでおります。

() コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、平成27年3月期の中間配当より、配当基準を連結ベースでの配当性向（50%程度）と純資産配当率（DOE 2%程度）に変更し、半期毎に算出した金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定しております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じて参ります。

なお、平成27年6月20日開催の第73期定時株主総会において更新することの承認を得ました「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」については、平成28年6月25日開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって有効期限満了により廃止しております。

上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記（ ）（ ）に記載した当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として考えております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成29年6月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 金融商品取引業の収益変動リスク

国内及び海外株式・債券相場が下落または低迷した場合、流通市場での売買高が減少し、結果として当社の売買委託手数料が減少する可能性があります。また、これに付随して、発行市場においても同様の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

当社では、投資有価証券の保有の他、自己勘定でトレーディング業務を行っており、株価、金利及び外国為替相場等の変動により、保有する有価証券等の価格が変動し、損失が発生する可能性があります。

(3) 信用（取引先）リスク

取引先の債務不履行等（信用状態の変化を含む）により、損失を被る可能性があります。

(4) 流動性リスク

金融情勢または当社グループの財務内容の悪化等により、資金調達面で制約を受け、資金の流動性に障害が生じる可能性、及び通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が発生する可能性があります。

(5) 事務リスク

当社グループでは、各種マニュアルの整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

(6) システムに関するリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、または災害や停電による障害等により損失が発生する可能性、及びコンピュータが不正に使用されることにより損失が発生する可能性があります。

(7) リーガルリスク

法令違反等があった場合、損失が発生する可能性、訴訟の提起を受ける可能性、及び監督当局から行政処分等を受ける可能性があります。

(8) 情報関連リスク

インサイダー取引、内部情報の漏洩、及び不適切な情報開示により、損失が発生する可能性、及び社会的信用が低下する可能性があります。

(9) 競争によるリスク

金融・証券業界は本格的な競争時代を迎えており、今後ますます競争は激化していくことが予想され、当社及び各連結子会社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法制度等の変更によるリスク

昨今の金融・証券業界を取り巻く各種法制度等の改正により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害等によるリスク

地震、火災等の災害により、当社グループの業務体制に支障が生じる可能性、及び役職員が被害を受けた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成29年6月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針等が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

繰延税金資産

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、業績変動の幅が大きく、長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することが困難であります。そのため、繰延税金資産については、将来の回収可能性を慎重に判断しております。

賞与引当金

当社グループの賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。この具体的な計算方法は、賞与の前支給対象期間の業績対比等の係数を基礎として算出しております。

(2) 経営成績の分析

当社グループは、金融・証券界の「ブランド・ブティックハウス」の構築を目指し、平成28年10月から平成32年3月末を計画期間とした「新中期経営計画」を策定しております。平成32年3月末の数値目標の預り資産3兆5,000億円、主幹事会社70社、ROE15%以上に対して、当連結会計年度末は預り資産1兆7,479億円、主幹事会社45社、ROE6.6%となりました。

また、3つの数値目標のうち特に、預り資産を「お客様からの信頼」と「いちよしの基礎体力」のバロメーターと位置づけ、預り資産の拡大を最も重要な経営目標であり成長の源泉として持続的な成長の実現に努めています。

当社グループの純営業収益は前連結会計年度比5.0%減の193億38百万円、経常利益は同19.3%減の30億77百万円となりました。

具体的な経営成績の内容は以下のとおりであります。

営業収益の分析

()受入手数料

受入手数料の合計は前連結会計年度比4.2%減の188億57百万円となりました。

具体的な受入手数料の内訳は以下のとおりであります。

(委託手数料)

当社グループの株式委託売買代金は、前連結会計年度比3.6%減の2兆1,704億円と小幅ながら減少しました。マイナス金利の下で安定性と配当に注目した資産株のご提案をベースにして、当社グループの強みであるリサーチ力を生かした中長期成長期待企業への投資のご提案をするなど、お客様のニーズにお応えする施策を引き続き実行して参りましたが、英国のEU離脱決定等、不透明なマーケット環境の中で東証一日平均売買代金が前連結会計年度比11.1%減の2兆7,399億円となった影響によるものです。

その結果、株券の委託手数料合計は前連結会計年度比6.1%減の68億12百万円となりました。

(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の引受金額は、主幹事会社数が前連結会計年度8社から2社となり減少となりました。

その結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料合計は、前連結会計年度比71.8%減の3億61百万円となりました。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

投資信託につきましては、平成28年6月に投資信託「いちよし中小型成長株ファンド(愛称:あすなろ)」、平成29年2月に投資信託「いちよし日本好配当株&Jリートファンド(愛称:明日葉(あしたば))」の募集を開始し、順調に残高を伸ばしております。

その結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料合計は、前連結会計年度比23.8%増の56億42百万円となりました。

(その他の受入手数料)

その他の受入手数料は、全体では前連結会計年度比6.8%減の57億82百万円となりました。受益証券に係る手数料のうち受益証券残高に係る信託報酬は、同15.2%減の41億74百万円となりました。この要因としましては、投資信託3商品が高い運用成績をもって償還となったことや、円高要因等による投資信託の基準価額が下落した影響によるものです。いちよしアセットマネジメント(株)の運用に係る信託報酬が、同45.7%増の5億45百万円となり、また、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション(愛称:ドリコレ)」がお客様の保守的な資産の中長期運用商品として順調に契約を伸ばし、当期末残高は550億円超となり、ファンドラップに係るフィー等は、同260.5%増の4億69百万円と大幅な増加となりました。

受益証券以外のその他の受入手数料は、いちよしアセットマネジメント(株)の投資顧問手数料等であり、同24.0%減の5億93百万円となりました。

()トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、主に機関投資家を対象とした自己売買取引であり、前連結会計年度比146.8%増の83百万円の利益となりました。債券・その他のトレーディング損益は、債券では外国債券の募集の減少により同60.2%減の1億6百万円と大幅な減少となり、その他の為替損益は、為替差益の減少により同19.2%減の19百万円の利益となりました。

販売費・一般管理費の分析

事務費はファンドラップの契約件数の増加に伴い、システム利用料が増加しましたが、取引関係費の支払手数料が引受主幹事の減少に伴いシンジケート団への支払いが減少いたしました。

その結果、販売費・一般管理費は、前連結会計年度比1.8%減の163億44百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて76億41百万円（19.2%）増加し、475億33百万円となりました。これは、預託金が49億70百万円、現金・預金が19億38百万円及び信用取引資産が4億67百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて5億28百万円（7.9%）減少し、61億73百万円となりました。これは、土地が3億84百万円及び建物が2億19百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて71億12百万円（15.3%）増加し、537億6百万円となりました。

負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて76億37百万円（61.4%）増加し、200億81百万円となりました。これは、預り金が58億14百万円及び信用取引負債が19億18百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて61百万円（15.2%）減少し、3億44百万円となりました。これは、長期借入金が39百万円及び再評価に係る繰延税金負債が22百万円減少したこと等によるものであります。

特別法上の準備金は、1億80百万円となりました。

純資産

前連結会計年度末に比べて4億61百万円（1.4%）減少し、330億99百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益21億83百万円による増加、一方で、配当金17億77百万円の支払い及び自己株式取得8億80百万円により減少したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は61.1%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、591.9%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益30億54百万円の計上等により43億56百万円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入等により83百万円となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払及び自己株式の取得による支出等により26億89百万円となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、17億50百万円増加し、174億26百万円となり、十分な流動性を確保しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において総額1億59百万円の設備投資を実施いたしました。

重要な設備の新設

当連結会計年度において、主な設備投資は下記のとおりであります。

なお、所要金額はすべて自己資金によっております。

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
提出会社	本店 (東京都中央区)	サーバー基盤更改	器具備品	14	平成29年3月
提出会社	本店 (東京都中央区)	ワークフロー システム	ソフトウェア	11	平成28年4月 ~平成29年2月

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都中央区	70			13	84	251	賃借
大北盛岡支店	岩手県盛岡市	10	46	658.2		56	11	所有
大北水沢支店	岩手県奥州市	5				5	5	賃借
ブラネット プラザ 大北一関	岩手県一関市	4				4	3	賃借
東京支店	東京都中央区	8				8	25	賃借
ブラネット プラザ中野	東京都中野区	1				1	3	賃借
ブラネット プラザ成増	東京都板橋区	2				2	4	賃借
赤坂支店	東京都港区	6				6	11	賃借
ブラネット プラザ向ヶ丘	川崎市多摩区	1				1	2	賃借
中目黒支店	東京都目黒区	0				0	15	賃借
吉祥寺支店	東京都武蔵野市	3				3	17	賃借
横浜支店	横浜市神奈川区	7				7	20	賃借
ブラネット プラザ小田原	神奈川県小田原市	1				1	2	賃借
上大岡支店	横浜市港南区	4				4	15	賃借
千葉支店	千葉市中央区	4				4	15	賃借
浦安支店	千葉県浦安市	9				9	20	賃借
越谷支店	埼玉県越谷市	0				0	10	賃借
名古屋支店	名古屋市中区	7				7	23	賃借
岡崎支店	愛知県岡崎市	1				1	4	賃借
飯田支店	長野県飯田市	10	24	485.1		35	17	所有
駒ヶ根支店	長野県駒ヶ根市	4	5	196.3		9	5	所有
伊那支店	長野県伊那市	5	8	298.0		14	7	所有
伊勢支店	三重県伊勢市	10	32	489.6		42	16	所有
志摩支店	三重県志摩市	10	13	481.8		23	4	所有
大阪支店	大阪市中央区	37				37	45	いちよし ビジネス サービス (株)から の賃借
梅田支店	大阪市北区	2				2	14	賃借
今里支店	大阪市東成区	4				4	14	賃借
針中野支店	大阪市東住吉区	7				7	14	賃借
難波支店	大阪市中央区	7				7	17	賃借
石橋支店	大阪府池田市	11				11	17	賃借
岸和田支店	大阪府岸和田市	0				0	14	賃借
枚方支店	大阪府枚方市	12				12	14	賃借
八尾支店	大阪府八尾市	4				4	16	賃借
神戸支店	神戸市中央区	3				3	16	賃借
加古川支店	兵庫県加古川市	9				9	19	賃借

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
西脇支店	兵庫県西脇市	4	16	534.1		20	10	所有
加西支店	兵庫県加西市	6	9	313.0		15	6	所有
伏見支店	京都市伏見区	6				6	24	賃借
高田支店	奈良県大和高田市	92	64	396.6		157	26	所有
学園前支店	奈良県奈良市	0				0	13	賃借
御坊支店	和歌山県御坊市	6				6	13	賃借
田辺支店	和歌山県田辺市	0				0	12	賃借
環支店	和歌山県新宮市	1				1	12	賃借
岡山支店	岡山県岡山市	6				6	27	賃借
プラネット プラザ児島	岡山県倉敷市	0				0	4	賃借
倉敷支店	岡山県倉敷市	6				6	29	賃借
小豆島支店	香川県小豆郡 土庄町	7				7	9	賃借
大牟田支店	福岡県大牟田市	4				4	12	賃借
佐世保支店	長崎県佐世保市	29	34	173.2		63	10	所有
諫早支店	長崎県諫早市	0				0	5	賃借
唐津支店	佐賀県唐津市	3	18	298.9		21	7	所有
いちよし ダイレクト	東京都中央区	2				2	12	賃借
ハートフルサ ロン相続計画	東京都千代田区	7				7		賃借

(注) 1 プラネットプラザ児島は、平成29年1月1日に児島支店から改称しております。

2 伊勢支店は、平成29年3月24日付でプラネットプラザ久居を統合しております。

(2) 国内子会社

会社名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
株式会社 いちよし経済 研究所	東京都中央区	0			1	1	24	賃借
いちよしアセット マネジメント 株式会社	東京都中央区	8				8	14	賃借
いちよしビジネス サービス 株式会社	東京都中央区 大阪市中央区	235	662	1,319.6	0	898	35	所有、賃借

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	資金調達 方法	所要金額 (百万円)	完了年月
提出会社	広島支店 (広島市中区)	店舗新設	建物及び 器具備品	自己資金	3	平成29年4月
提出会社	本店 (東京都中央区)	ファンドラップ 総合管理 システム構築	ソフトウェア	自己資金	105	平成29年4月
提出会社	本店 (東京都中央区)	新ポータル システム構築	ソフトウェア	自己資金	37	平成29年4月
提出会社	本店 (東京都中央区)	リアルタイム 口座振替 サービス導入	ソフトウェア	自己資金	66	平成29年 7月～8月

(注) 上記には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386		

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成24年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	865(注1)	856(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,500	85,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり420(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年11月14日～ 平成29年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 501 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成24年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	56(注1)	56(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,600	5,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,417(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月2日～ 平成30年5月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,741 資本組入額 871	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成25年6月22日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,311(注1)	4,311(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	431,100	431,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,576(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日～ 平成30年12月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993 資本組入額 997	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成26年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	40(注1)	40(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,416(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日～ 平成31年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,654 資本組入額 827	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成26年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	319(注1)	319(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,900	31,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,384(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年5月29日～ 平成32年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,631 資本組入額 816	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成27年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,806(注1)	4,806(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480,600	480,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり929(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成30年6月2日～ 平成33年6月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,103 資本組入額 552	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で個別に締結した「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)	1,957	44,431		14,577		3,705

(注) 自己株式の消却により、発行済株式総数が1,957千株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		25	29	133	124	4	14,465	14,780	
所有株式数 (単元)		57,732	6,694	73,956	94,309	131	211,191	444,013	30,086
所有株式数 の割合(%)		13.00	1.51	16.66	21.24	0.03	47.56	100.00	

(注) 自己株式1,786,050株は、「個人その他」に17,860単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目7-2	5,298	11.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,639	3.69
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,252	2.81
日本スタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,245	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,165	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	1,150	2.58
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	879	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	810	1.82
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社 証券業務部)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	700	1.57
THE BANK OF NEW YORK 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	619	1.39
計		14,761	33.22

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,786千株(4.01%)があります。

2 野村證券株式会社並びにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会
社、朝日火災海上保険株式会社及び野村土地建物株式会社から、平成25年5月20日付(報告義務発生日 平成
25年5月13日)で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受
けておりますが、当社として当事業年度末現在における朝日火災海上保険株式会社及び野村土地建物株式会
社以外の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	54	0.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	54	0.12
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	656	1.48
朝日火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	56	0.13
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	5,298	11.92

3 平成28年11月2日付（報告義務発生日 平成28年10月31日）で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーが次のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	60606、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市 スイート4600、サウスワッカードライブ111 番地	2,078	4.68

4 平成29年1月25日付（報告義務発生日 平成29年1月18日）で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ポラー・キャピタル・エル・エル・ピーが次のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ポラー・キャピタル・エル・エル・ピー	ロンドン、SW1E5JD、パレス ストリート16	1,683	3.79

5 平成29年3月3日付（報告義務発生日 平成29年2月28日）で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドが次のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州 ボストン、 kongress ストリート280	3,132	7.05
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	英国、SW1E 5JL、ロンドン、ピクトリア・ス トリート80、カーディナル・プレイス	117	0.26

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,786,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,615,300	426,153	同上
単元未満株式	普通株式 30,086		同上
発行済株式総数	44,431,386		
総株主の議決権		426,153	

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	1,786,000		1,786,000	4.01
計		1,786,000		1,786,000	4.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を以下のとおり採用しております。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成24年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会）	平成24年10月29日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 855名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	420(注2)
新株予約権の行使期間	平成26年11月14日～平成29年11月13日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は4,916個（491,600株）であります。

決議年月日（取締役会）	平成25年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,417(注2)
新株予約権の行使期間	平成27年5月2日～平成30年5月1日
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。</p> <p>その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は65個（6,500株）であります。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成25年6月22日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会）	平成25年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 980名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,576(注2)
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日～平成30年12月10日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は4,764個（476,400株）であります。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成26年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会）	平成26年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,416(注2)
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日～平成31年8月28日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は40個（4,000株）であります。

決議年月日（取締役会）	平成27年5月12日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 72名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,384(注2)
新株予約権の行使期間	平成29年5月29日～平成32年5月28日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は364個（36,400株）であります。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成27年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会）	平成28年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 1,044名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	929(注2)
新株予約権の行使期間	平成30年6月2日～平成33年6月1日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は4,935個（493,500株）であります。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
(注)4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成28年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（株主総会）	平成28年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員 ・同エグゼクティブ・アドバイザー・同従業員 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	平成30年6月26日～平成38年6月25日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
 （注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

上記決議事項は市場動向等を勘案し付与は行いませんでした。

新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成29年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日（株主総会）	平成29年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員 ・同エグゼクティブ・アドバイザー・同従業員 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株(注1)
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	平成31年6月25日～平成39年6月24日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
(注) 4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年4月5日)での決議状況 (取得期間平成28年4月11日～平成28年5月27日)	500,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	500,000	476,211,500
残存決議株式の総数及び価額の総額		23,788,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		4.8
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		4.8

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年8月30日)での決議状況 (取得期間平成28年9月5日～平成28年10月31日)	500,000	450,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	500,000	404,255,500
残存決議株式の総数及び価額の総額		45,744,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		10.2
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		10.2

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	82	73,882
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡し)				
その他(ストック・オプションの権利行使)	21,900	9,198,000	900	378,000
保有自己株式数	1,786,050		1,785,150	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えております。業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、半期毎に連結ベースでの配当性向（50%程度）と純資産配当率（DOE 2%程度）を配当基準として算出した金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当、期末配当ともに連結純資産配当率を算出基準として採用しております。当期の1株当たりの配当金は中間配当15円、期末配当16円の合計31円とさせていただきます。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとさせていただきます。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月28日 取締役会決議	643	15.00
平成29年5月19日 取締役会決議	682	16.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,149	1,770	1,476	1,368	997
最低(円)	361	851	1,119	902	670

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
最高(円)	811	847	973	942	915	921
最低(円)	765	708	834	871	863	838

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

男性 9 名 女性 名 (役員 の うち 女性 の 比率 %)

(1) 取締役 の 状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長 指名委員 報酬委員	武 樋 政 司	昭和18年4月13日生	昭和42年4月 野村證券(株)入社 昭和62年12月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成5年6月 当社代表取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長 取締役会議長・指名委員・報酬委員 平成18年12月 当社相談役 平成19年12月 当社代表執行役社長 平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長 平成20年6月 当社指名委員・報酬委員(現任) 平成22年4月 当社取締役会議長(現任) 平成24年4月 当社取締役(兼)執行役会長(現任)	(注2)	129
取締役		小 林 稔	昭和33年8月30日生	昭和57年4月 野村證券(株)入社 平成12年6月 同社名古屋駅前支店長 平成16年4月 同社執行役 平成20年4月 同社常務執行役 平成21年4月 野村ファシリティーズ(株)執行役副社長 平成23年4月 野村證券(株)常務執行役員 総務部担当 平成23年4月 野村ファシリティーズ(株)取締役社長 平成27年4月 当社代表執行役副社長 リテール部門 管掌 平成27年6月 当社取締役(兼)代表執行役副社長 リテール部門管掌 平成27年10月 当社エチケットマナー向上推進担当 平成28年4月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)	(注2)	31
取締役		立 石 司 郎	昭和38年8月12日生	昭和61年4月 当社入社 平成9年11月 当社浦安支店長 平成12年6月 当社石橋支店長 平成14年2月 当社人事部長 平成16年3月 当社大阪資産アドバイザー部長 平成16年9月 当社執行役 アドバイザー本部第3ブ ロック長(兼)投資相談担当 平成20年4月 当社上席執行役 当社アドバイザーサポート本部長(兼) ラップアカウントサービス部長 平成21年8月 当社エチケットマナー向上推進担当 平成24年4月 当社執行役常務 アドバイザー本部、 アドバイザーサポート本部、ラップ・ 投資分析管掌 近畿アドバイザー本部長(兼)大阪支店 長 平成27年4月 当社執行役常務 管理・企画部門管掌 (現任) 平成29年6月 当社取締役(現任)	(注2)	24
取締役	指名委員 報酬委員 監査委員	五木田 彬	昭和22年9月20日生	昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁 (刑事部、公判部) 昭和54年3月 水戸地方検察庁 昭和57年3月 東京地方検察庁 (刑事部、特別捜査部) 昭和60年3月 大阪地方検察庁(特別捜査部) 昭和62年3月 東京地方検察庁(特別捜査部) 昭和63年3月 検事退官 昭和63年4月 弁護士登録 平成6年5月 五木田・三浦法律事務所開設(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 当社指名委員・報酬委員・監査委員 (現任) 平成28年6月 三和ホールディングス(株)社外取締役 (現任)	(注2)	
取締役	指名委員 報酬委員	掛 谷 建 郎	昭和26年9月13日生	昭和51年4月 (株)日本経済新聞社入社 東京本社編集局証券部記者 昭和62年3月 同社米国ワシントン支局記者 平成3年3月 同社東京本社証券部次長兼編集委員 平成8年4月 同社退社 平成8年5月 (株)掛谷工務店入社 平成8年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成19年11月 茨木商工会議所会頭 平成21年6月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用 金庫)非常勤理事(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 当社指名委員・報酬委員(現任)	(注2)	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員	石川 尚志	昭和34年12月8日生	昭和61年8月 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務 平成6年5月 大成証券(株)入社(常勤顧問) 平成6年6月 同社取締役 平成9年6月 同社取締役社長 平成23年3月 同社取締役社長退任 平成23年3月 (有)エス・アール(現エス・アールホールディングス(株))代表取締役社長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 当社監査委員(現任)	(注2)	0
取締役	監査委員	櫻井 光太	昭和34年8月20日生	昭和58年4月 (株)ダーバン入社 平成3年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成9年5月 櫻井光太公認会計士事務所 平成12年3月 センチュリー監査法人退所 平成12年3月 (株)デジタルガレージ入社 平成14年9月 同社取締役 平成17年3月 税理士登録 平成17年3月 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任) 平成22年9月 (株)デジタルガレージ取締役退任 平成22年11月 信永東京有限責任監査法人 平成23年6月 パートナー・公認会計士 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 当社監査委員(現任)	(注2)	12
計						209

- (注) 1 取締役 五木田彬氏、掛谷建郎氏、石川尚志氏及び櫻井光太氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	武樋 政司
	委員	五木田 彬
	委員	掛谷 建郎
報酬委員会	委員長	武樋 政司
	委員	五木田 彬
	委員	掛谷 建郎
監査委員会	委員長	石川 尚志
	委員	五木田 彬
	委員	櫻井 光太

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役会長		武 樋 政 司	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役 の状況参照
代表執行役 社長		小 林 稔	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役 の状況参照
執行役常務	管理・企画 部門管掌	立 石 司 郎	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注)	(1)取締役 の状況参照
執行役	リテール部門 管掌(兼) お客様信頼向 上推進担当 (兼) エチケット マナー向上 推進担当	小 山 徹	昭和33年12月13日生	昭和56年4月 平成10年7月 平成12年8月 平成13年4月 平成14年6月 平成16年3月 平成19年10月 平成22年4月 平成24年4月 平成25年3月 平成26年3月 平成26年8月 平成28年4月 平成29年4月 平成29年5月	三洋証券㈱入社 明光証券㈱入社 当社入社 当社吉祥寺支店長 当社大阪資産アドバイザー部長 当社横浜支店長 当社機関投資家営業部長 当社倉敷支店長 当社首都圏アドバイザー本部長 当社執行役員 当社アドバイザーサポート本部長(兼) ラップ・投資分析担当(兼)ラップ・投 資分析部長 当社アドバイザーサポート本部長 当社執行役 リテール部門管掌(兼)ア ドバイザーサポート本部長(兼)エチ ケットマナー向上推進担当 当社執行役 リテール部門管掌(兼)エ チケットマナー向上推進担当(現任) 当社お客様信頼向上推進担当(現任)	(注)	6
執行役	法人部門管掌	坂 尻 一 郎	昭和37年12月11日生	昭和61年4月 平成12年12月 平成17年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成25年4月 平成28年4月	野村証券㈱入社 同社豊田支店長 同社企業金融三部長 同社大阪企業金融一部長 同社企業金融一部長 同社秘書室長 当社執行役 法人部門管掌(現任)	(注)	11
計							17

(注) 執行役の任期は、平成29年6月24日の取締役会での選任後から平成30年3月期に係る定時株主総会終結後最初
に開催される取締役会終結の時までであります。

執行役員制度の導入

平成21年2月1日より、執行役員制度を導入しております。執行役員は、各部門の担当の執行役を補佐し、
その指揮命令に基づいて当該部門における業務執行に専念します。従いまして、経営体制は、取締役、執行役
及び執行役員により構成されます。

平成29年6月27日現在の執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	担当
首席執行役員	水ノ上 利 幸	投資ストラテジー担当(兼)ラップ・投資分析担当
上席執行役員	矢 野 正 樹	法人営業本部長
上席執行役員	仁 尾 美紀男	金融・公共法人本部長(兼)金融・公共法人営業部長
上席執行役員	龍 元 裕 志	首都圏・東北・九州アドバイザー本部長
上席執行役員	玉 田 弘 文	近畿・中四国アドバイザー本部長(兼)大阪支店長
執行役員	持 田 清 孝	管理本部長
執行役員	杉 浦 雅 夫	業務・システム本部長(兼)システム部長
執行役員	佐 藤 一 昭	人事研修担当(兼)人事研修部長
執行役員	高 橋 正 好	投資銀行本部長
執行役員	森 村 光 芳	投資銀行本部付
執行役員	浅 田 健 一	名古屋支店長
執行役員	山 崎 昇 一	財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
執行役員	坪 井 二 郎	中部・近畿アドバイザー本部長
執行役員	武 田 正 美	機関投資家本部長(兼)トレーディング部長

6 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (平成27.4～ 平成28.3)	委託手数料	7,254	0	378		7,633
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,283	1			1,284
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料		52	4,505		4,558
	その他の受入手数料	37	0	5,050	390	5,478
	計	8,575	54	9,934	390	18,955
当事業年度 (平成28.4～ 平成29.3)	委託手数料	6,812	0	258		7,070
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	361				361
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料		85	5,556		5,642
	その他の受入手数料	28	0	4,644	303	4,976
	計	7,202	85	10,458	303	18,050

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (平成27.4～平成28.3)			当事業年度 (平成28.4～平成29.3)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	57	23	33	72	11	83
債券等トレーディング損益	265	1	267	108	1	106
その他のトレーディング損益	25	0	24	19	0	19
合計	348	22	325	199	10	209

(3) 自己資本規制比率

基本的項目		前事業年度末 (平成28年3月31日現在)	当事業年度末 (平成29年3月31日現在)
(百万円) (A)		34,004	32,544
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等 (百万円)	1,597	920
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	182	180
	一般貸倒引当金(百万円)	2	2
	計 (百万円) (B)	1,411	737
控除資産 (百万円) (C)		6,061	5,561
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (百万円) (D)		26,530	26,246
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	121	103
	取引先リスク相当額 (百万円)	467	453
	基礎的リスク相当額 (百万円)	3,881	3,876
	計 (百万円) (E)	4,469	4,433
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		593.5	591.9

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は113百万円、月末最大額は151百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は424百万円、月末最大額は470百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成27.4～平成28.3)	2,251,280	457,211	2,708,491
当事業年度 (平成28.4～平成29.3)	2,170,431	278,466	2,448,897

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成27.4～平成28.3)	37	24,917	24,955
当事業年度 (平成28.4～平成29.3)	16	9,128	9,145

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成27.4～平成28.3)	69,972	934	70,907
当事業年度 (平成28.4～平成29.3)	52,541	1,089	53,631

ニ その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成27.4～平成28.3)	4,786	1	4,788
当事業年度 (平成28.4～平成29.3)	3,122		3,122

証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は次のとおりであります。

イ 株券に係る取引

該当事項はありません。

ロ 債券に係る取引

該当事項はありません。

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は次のとおりであります。

株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成27.4～ 平成28.3)	22,873	23,830			3		
当事業年度 (平成28.4～ 平成29.3)	7,316	7,301			0		

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成27.4 ～ 平成28.3)	国債				63			
	地方債	32						
	特殊債							
	社債	60			48			
	外国債券					6,851		
	合計	92			111	6,851		
当事業年度 (平成28.4 ～ 平成29.3)	国債							
	地方債							
	特殊債							
	社債							
	外国債券					836		
	合計					836		

受益証券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成27.4 ～ 平成28.3)	株式 投信	単位型						
		追加型			218,042		26,173	
	公社債 投信	単位型						2,200
		追加型			408,392			
	外国投信				6,424			
合計				632,859			28,373	
当事業年度 (平成28.4 ～ 平成29.3)	株式 投信	単位型			1,338			
		追加型			264,842		38,350	
	公社債 投信	単位型						
		追加型			400,844			
	外国投信				1,365			
合計				668,391			38,350	

その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

(6) その他業務

最近2事業年度におけるその他業務の状況は次のとおりであります。

有価証券の保護預り業務

期別	区分	国内有価証券	外国有価証券		
前事業年度末 (平成28.3.31現在)	株券(千株)	1,003,106	20,589		
	債券(百万円)	23,721	15,996		
	受益証券 (百万円)	単字型	2,200	8,079	
		追加型	株式		1,140,759
			公社債		78,284
新株予約権証券(個)					
当事業年度末 (平成29.3.31現在)	株券(千株)	869,669	22,580		
	債券(百万円)	31,524	14,318		
	受益証券 (百万円)	単字型	3,511	7,216	
		追加型	株式		1,077,708
			公社債		84,325
新株予約権証券(個)					

信用取引に係る融資及び貸証券

期別	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	数量(千株)	数量(千株)	金額(百万円)
前事業年度末 (平成28.3.31現在)	13,171	15,376	470	561
当事業年度末 (平成29.3.31現在)	13,302	12,989	1,016	1,123

公社債の払込金の受入れ及び元利金支払並びに証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務

区分	前事業年度 (平成27.4.1～平成28.3.31)	当事業年度 (平成28.4.1～平成29.3.31)
債券取扱高(百万円)	10,347	22,304
受益証券取扱高(百万円)	649,279	706,147

その他

該当事項はありません。

7 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要

当社は、経営の効率性の向上とガバナンス機能の強化を図るため、指名委員会等設置会社制度を採用しています。これは、経営の業務執行と経営の監督機能という役割を明確に分離した組織形態となっています。

経営の業務執行は、取締役会により選任された執行役が行います。執行役は、取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行うことができ、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行うことが可能となります。執行役員は、執行役会の決定に従い、担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

経営の監督機能は、社外取締役が半数を占める取締役会が行います。

また、当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設けています。

() 取締役会

取締役(兼)執行役3名と社外取締役4名で構成されています。取締役会では、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。取締役会は、原則として毎月1回開催します。

() 執行役会

執行役5名をもって構成されています。執行役会では、執行役が取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。執行役会は、原則として毎月1回開催します。

各種委員会について

当社は指名委員会等設置会社制度を採用しているため、社外取締役が過半数を占める法定の三委員会を設置しています。各委員会の構成及び役割等については、以下のとおりです。

<法定三委員会>

() 指名委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役会長と社外取締役2名で構成されています。指名委員会では「指名委員会規程」に基づき、株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。指名委員会は、原則として毎年2回以上開催します。

() 監査委員会

取締役会で選定された社外取締役3名で構成されています。監査委員会では、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。監査委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

() 報酬委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役会長と社外取締役2名で構成されています。報酬委員会では「報酬委員会規程」に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。報酬委員会は、原則として毎年2回以上開催します。

<その他委員会>

() 経営委員会

取締役及び執行役の中から取締役会議長が指名する者をもって構成されています。経営委員会は、取締役会の諮問機関であり、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議します。

() 内部統制委員会

取締役(兼)執行役3名、社外取締役1名で構成されています。内部統制委員会では、当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。内部統制委員会は、原則として毎月1回開催します。

() 社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見とともに優れた社外者の中から取締役会で選任された5名の委員をもって構成されています。社外専門家委員会では、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。社外専門家委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催します。

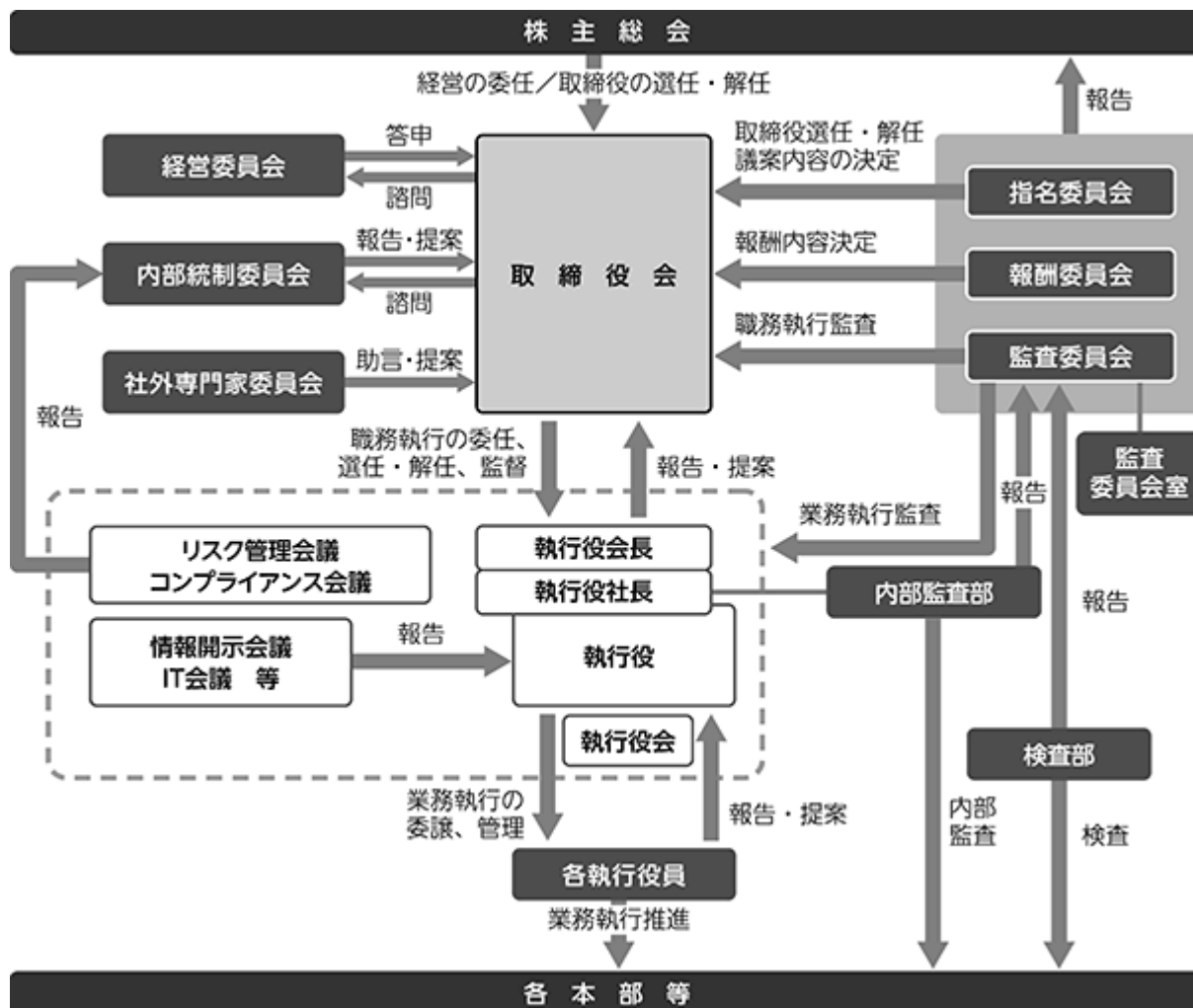
<その他の会議体>

内部統制委員会の下部組織として、リスク管理会議（全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する）、及びコンプライアンス会議（部署ごとのリスクの洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う）を設置しています。また、執行役による決議機関として、情報開示会議（重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体制を整備し運用する）及びIT会議（システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する）等を適宜開催しています。

<現状の企業統治の体制を採用する理由>

指名委員会等設置会社は、当社が推進して参りました経営意思決定の透明性・機動性、業務執行の迅速性・実効性、及び業務執行に対する監督強化、それぞれを一層効果的なものとする形態であると判断し、平成15年6月より採用しています。

会社の機関・内部統制の関係



内部統制システムの整備の状況

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

<当社監査委員会の職務の執行に関する体制>

() 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

() 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

() 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

() 当社監査委員会への報告に関する体制

イ．当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。

ロ．当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

ハ．当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

() 当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記()の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

() 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

() 当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。

ロ．監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ．監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ．監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ．監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連係を図る。

<当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

- () 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ。「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。
 - ロ。「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人情報及び個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。
- () 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ。「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ。リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。
 - ハ。災害発生時のリスクに対応するため、「BCP(事業継続計画)に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。
 - ニ。災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。
- () 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ。業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。
 - ロ。当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。
- () 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ。「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
 - ロ。「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
 - ハ。取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。
 - ニ。法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。
 - ホ。内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

<当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- () 当社子会社の取締役等（取締役、執行役員）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ．当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。
 - ロ．関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。
- () 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。
- () 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ．当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
 - ロ．当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。
- ハ．当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。
- () 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ．当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
 - ロ．「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- () その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ．当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
 - ロ．当社は、内部統制委員会で、内部統制に関する事項の審議を行う。
- ハ．当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

<当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制>

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

<当社及び当社子会社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況>

- () 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- () 当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。
- () 当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。
- () 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

内部監査及び監査委員会監査の組織、人員

当社の内部監査は、全社的な内部統制の評価、及び本社等の業務運営全般に係る内部統制の調査、及び評価を行う内部監査部（社長直属、人員6名）と支店等の業務処理全般に係る検査、及び指導を中心に行う検査部（人員15名）を設置することにより、内部監査機能の充実を図っています。また、監査委員会には、監査委員会直属の監査委員会室（人員2名）を設け、監査業務を補助することとしています。

内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係の概要

監査委員会は、内部監査部及び検査部（以下「内部監査部門」という）より、内部監査・検査方針及び計画の提出を受けています。また、内部監査・検査の結果につきましては、原則月1回以上開催する監査委員会において、内部監査報告書・検査報告書の提出、及び詳細な内容説明を受けるほか、必要に応じて内部監査部門と適宜会合を設け、情報の共有化を図るなど、監査機能の有効性・効率性の確保に努めています。

監査委員会は、会計監査人より年間監査計画の提出を受け、会計監査のスケジュールや重点監査項目についての報告を受けています。会計監査人より監査結果や内部統制システムの状況について定期的に報告を受けるほか、適宜会計監査人と意見交換を行うなど、緊密な連携を維持しています。

また、監査委員及び内部監査部門が出席する内部統制委員会において、内部統制部門や同部門が主催する会議等の活動報告を受け、現状の把握を行うほか、必要な場合には適宜助言、勧告その他の適切な措置を講じるよう指導することにより連携を確保しています。

社外取締役の員数、選任状況に関する考え方及び当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役に、五木田彬氏、掛谷建郎氏、石川尚志氏、櫻井光太氏の4名が就任しています。

五木田彬氏は、社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。

掛谷建郎氏は、社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。

石川尚志氏は、社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。

櫻井光太氏は、社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。同氏は、当社の会計監査人であり、新日本有限責任監査法人と合併したセンチュリー監査法人に平成3年10月から平成12年3月まで在籍していました。センチュリー監査法人は、平成12年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。平成13年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人ですが、同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。また、同氏が平成14年9月から平成22年9月まで在籍していました株式会社デジタルガレージは、当社が平成12年12月に主幹事証券として、平成23年7月には幹事証券として引受手数料を受領していました。しかしながら、同氏は現在株式会社デジタルガレージと特別な利害関係はありません。

以上のことから、当社の社外取締役4名は、当社子会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、第4 提出会社の状況 5 役員の状況 (1)取締役の状況に記載しております所有株式数を除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は、社外取締役が一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であると判断しており、株式会社東京証券取引所に独立役員として指定する旨の届出をしています。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針

当社は、社外取締役推薦の基準を「指名委員会規程」に設けており、その内容は以下のとおりであります。

- ・人格・識見が優れていること
- ・豊かな業務経験あるいは専門知識経験を有すること
- ・遵法精神に富んでいること
- ・社外取締役としての独立性を維持できること
- ・心身ともに健康であること

なお、社外取締役の選任にあたっては、会社法令の要件に加え、独立役員の独立性に関する株式会社東京証券取引所の判断基準に則り、独立性に問題となるような取引等がないことを確認しています。

社外取締役のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能・役割及び内部監査、監査委員会監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性、中立性を持つ立場から経営の監督機能を果たす役割、及び専門的な知識・経験等を経営全般に活かす役割を担っています。

当社は指名委員会等設置会社制度を採用しており、法定三委員会は3名以上の委員で構成され、その過半数は社外取締役となっています。

社外取締役は、取締役会や経営委員会等において業務執行部門の各種報告を受けるとともに、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人等との意見交換や議論を通じて連携を図り、経営監視機能の充実と確保に努めています。

役員報酬の内容

当事業年度の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員報酬等

() 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	132	109	17	2		2	2
執行役	87	70	12	1		3	3
社外取締役	81	76	4			0	4

() 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

() 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

() 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

イ. 基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、個々の経営能力を最大限に引き出し会社業績に貢献する。

ロ. 報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」(単身赴任住宅補助等)とする。

ハ. 各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

1. 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

2. 業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

3. 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

4. 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

株式の保有状況

() 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 52銘柄

貸借対照表計上額の合計額 830百万円

() 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)だいこう証券ビジネス	320,700	279	取引関係(証券事務関連業務の事務委託先)の理由から保有しております。
長野計器(株)	362,032	233	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
(株)デジタルガレージ	20,000	41	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
(株)北日本銀行	14,200	40	合併により引き継ぎ、継続保有しております。
(株)アルテ サロン ホールディングス	20,000	12	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
日本証券金融(株)	17,679	7	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。
中部証券金融(株)	3,000	6	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
長野計器(株)	362,032	259	取引関係(法人顧客)の理由から保有しております。
(株)だいこう証券ビジネス	320,700	198	取引関係(証券事務関連業務の事務委託先)の理由から保有しております。
(株)デジタルガレージ	20,000	45	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
(株)北日本銀行	14,200	45	合併により引き継ぎ、継続保有しております。
(株)アルテ サロン ホールディングス	20,000	13	上場前から保有し、当社が引受けの主幹事となり、継続保有しております。
日本証券金融(株)	17,679	10	取引関係(株券等の信用取引に係る融資等)の理由から保有しております。

() 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

() 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	荒井 憲一郎	新日本有限責任 監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員	伊加井 真弓		

(注) 継続年数については、7年を超えた場合のみ記載しております。

() 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他の補助者 5名

その他

() 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

() 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

() 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等について、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款で定めております。

() 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものである旨を定款に定めております。

() 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	36	1	35	1
連結子会社	3		3	5
計	39	1	38	6

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、同機構等が開催しているセミナー等にも積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	16,311	18,249
預託金	4,962	9,933
トレーディング商品	464	317
商品有価証券等	464	317
約定見返勘定	-	1
信用取引資産	13,408	13,875
信用取引貸付金	13,171	13,302
信用取引借証券担保金	236	573
立替金	15	22
募集等払込金	3,020	3,400
短期貸付金	22	10
未収収益	1,264	1,299
繰延税金資産	330	317
その他の流動資産	95	109
貸倒引当金	2	2
流動資産計	39,892	47,533
固定資産		
有形固定資産	3,938	3,291
建物	1, 2 1,236	1, 2 1,016
器具備品	1 666	1 612
土地	2, 4 2,030	2, 4 1,646
リース資産（純額）	1 5	1 16
無形固定資産	563	617
のれん	18	8
ソフトウェア	543	434
ソフトウェア仮勘定	-	172
その他	0	1
投資その他の資産	2,199	2,263
投資有価証券	2 1,197	2 1,249
長期貸付金	28	16
長期差入保証金	916	914
退職給付に係る資産	38	66
繰延税金資産	3	2
その他	26	24
貸倒引当金	10	10
固定資産計	6,701	6,173
資産合計	46,593	53,706

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	37	-
信用取引負債	3,006	4,925
信用取引借入金	2 2,445	2 3,802
信用取引貸証券受入金	561	1,123
預り金	5,794	11,609
受入保証金	1,103	1,245
有価証券等受入未了勘定	0	0
短期借入金	210	210
リース債務	2	4
未払法人税等	570	333
賞与引当金	707	694
その他の流動負債	1,010	1,057
流動負債計	12,444	20,081
固定負債		
長期借入金	2 302	2 263
リース債務	2	11
繰延税金負債	41	34
再評価に係る繰延税金負債	4 30	4 7
その他の固定負債	30	27
固定負債計	406	344
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	3 182	3 180
特別法上の準備金計	182	180
負債合計	13,033	20,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,696	8,687
利益剰余金	12,391	12,135
自己株式	747	1,608
株主資本合計	34,917	33,792
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	54	35
土地再評価差額金	4 1,849	4 1,187
退職給付に係る調整累計額	191	162
その他の包括利益累計額合計	1,604	990
新株予約権	198	231
非支配株主持分	47	65
純資産合計	33,560	33,099
負債・純資産合計	46,593	53,706

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	19,682	18,857
委託手数料	7,633	7,070
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,284	361
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,558	5,642
その他の受入手数料	6,205	5,782
トレーディング損益	325	209
金融収益	314	237
その他の営業収益	1,523	1,409
営業収益計	21,846	20,714
金融費用	70	66
その他の営業費用	1,429	1,309
純営業収益	20,346	19,338
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,922	1,600
人件費	1 9,494	1 9,254
不動産関係費	1,863	1,816
事務費	2,150	2,394
減価償却費	422	406
租税公課	218	300
貸倒引当金繰入額	0	-
その他	579	571
販売費・一般管理費計	16,651	16,344
営業利益	3,695	2,994
営業外収益		
投資有価証券配当金	26	22
投資事業組合運用益	87	43
受取保険金及び配当金	1	20
その他	24	21
営業外収益計	139	108
営業外費用		
投資事業組合運用損	22	4
雑損失	-	18
その他	0	1
営業外費用計	22	24
経常利益	3,813	3,077
特別利益		
投資有価証券売却益	156	27
固定資産売却益	-	2 38
新株予約権戻入益	3	3
金融商品取引責任準備金戻入	1	1
特別利益計	161	71

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	3 22	3 5
固定資産売却損	-	4 63
投資有価証券売却損	9	0
ゴルフ会員権評価損	-	13
システム解約費用	-	10
貸倒損失	-	1
減損損失	5 4	-
特別損失計	35	94
税金等調整前当期純利益	3,939	3,054
法人税、住民税及び事業税	1,267	836
法人税等調整額	81	17
法人税等合計	1,349	853
当期純利益	2,589	2,200
非支配株主に帰属する当期純利益	9	17
親会社株主に帰属する当期純利益	2,580	2,183

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	2,589	2,200
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	122	19
土地再評価差額金	1	662
退職給付に係る調整額	149	28
その他の包括利益合計	1 270	1 614
包括利益	2,319	2,814
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,309	2,797
非支配株主に係る包括利益	9	17

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,710	11,825	281	34,832
当期変動額					
剰余金の配当			2,014		2,014
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,580		2,580
自己株式の取得				499	499
自己株式の処分		13		33	19
土地再評価差額金の 取崩					-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	13	565	466	85
当期末残高	14,577	8,696	12,391	747	34,917

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	176	1,851	340	1,333	141	50	33,690
当期変動額							
剰余金の配当							2,014
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,580
自己株式の取得							499
自己株式の処分							19
土地再評価差額金の 取崩							-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	122	1	149	270	57	3	215
当期変動額合計	122	1	149	270	57	3	130
当期末残高	54	1,849	191	1,604	198	47	33,560

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,696	12,391	747	34,917
当期変動額					
剰余金の配当			1,777		1,777
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,183		2,183
自己株式の取得				880	880
自己株式の処分		8		19	10
土地再評価差額金の 取崩			662		662
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	8	256	860	1,125
当期末残高	14,577	8,687	12,135	1,608	33,792

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	54	1,849	191	1,604	198	47	33,560
当期変動額							
剰余金の配当							1,777
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,183
自己株式の取得							880
自己株式の処分							10
土地再評価差額金の 取崩							662
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19	662	28	614	33	17	664
当期変動額合計	19	662	28	614	33	17	461
当期末残高	35	1,187	162	990	231	65	33,099

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,939	3,054
減価償却費	422	406
のれん償却額	29	9
賞与引当金の増減額(は減少)	54	12
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	166	27
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	38	48
支払利息	11	8
減損損失	4	-
投資有価証券売却損益(は益)	147	27
貸倒損失	-	1
固定資産売却損益(は益)	-	24
固定資産除却損	22	5
ゴルフ会員権評価損	-	13
システム解約費用	-	10
新株予約権戻入益	3	3
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	1	1
顧客分別金信託の増減額(は増加)	660	4,970
預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	1,076	5,956
短期貸付金の増減額(は増加)	11	12
トレーディング商品の増減額	0	42
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	2,789	1,450
募集等払込金の増減額(は増加)	138	379
その他	82	32
小計	5,278	5,472
利息及び配当金の受取額	38	48
利息の支払額	11	8
法人税等の支払額	1,324	1,156
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,980	4,356
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	46	73
有形固定資産の売却による収入	-	465
無形固定資産の取得による支出	242	266
投資有価証券の取得による支出	-	220
投資有価証券の売却による収入	611	181
長期貸付けによる支出	10	4
長期貸付金の回収による収入	17	14
その他	23	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	307	83

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	39	39
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	12	-
リース債務の返済による支出	3	3
ストックオプションの行使による収入	16	9
自己株式の取得による支出	499	880
配当金の支払額	2,010	1,774
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,549	2,689
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,712	1,750
現金及び現金同等物の期首残高	13,963	15,675
現金及び現金同等物の期末残高	1 15,675	1 17,426

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも3月31日であり、すべて連結決算日に一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

() 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

() 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)

() 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

() 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法

() 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

- () 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- () 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法
- () 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法

上記以外

- () 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- () 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 3年～50年

器具備品 : 3年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- () ヘッジ手段
金利スワップ取引
- () ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。

ヘッジ方針

社内管理規程に従い、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微です。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	4,302百万円	3,842百万円

2 担保資産

(前連結会計年度)

被担保債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	2,445			88	88
長期借入金	302	268	533		801
計	2,747	268	533	88	890

(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として373百万円、信用取引借入金に対して1,620百万円、取引所等の信認金及び取引参加者保証金の代用として42百万円、清算基金の代用として219百万円、当初証拠金の代用として955百万円を差し入れております。

(当連結会計年度)

被担保債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	3,802			290	290
長期借入金	263	255	533		788
計	4,065	255	533	290	1,079

(注) 上記のほか、投資有価証券を借証券の担保として45百万円、取引所等の信認金の代用として14百万円、清算基金の当初証拠金の代用として186百万円、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として291百万円、信用取引借入金に対して1,362百万円、取引所等の取引参加者保証金の代用として48百万円、清算基金の代用として129百万円、当初証拠金の代用として449百万円を差し入れております。

3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5

4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	261百万円	206百万円

5 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸証券	591百万円	1,232百万円
信用取引借入金本担保証券	2,457	3,772

6 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸付金本担保証券	11,895百万円	12,754百万円
信用取引借証券	232	568
受入保証金代用有価証券	20,302	18,453

(連結損益計算書関係)

1 人件費に含まれている賞与引当金繰入及び退職給付費用は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賞与引当金繰入	707百万円	694百万円
退職給付費用	269	245

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、器具備品及び土地	百万円	38百万円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	0百万円	4百万円
器具備品	18	1
ソフトウェア	4	
計	22	5

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、器具備品及び土地	百万円	63百万円

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

支店	環串本支店	計
場所	和歌山県 東牟婁郡串本町	
用途	営業用店舗	
建物	3	3
器具備品	0	0
計	4	4

当社グループのグルーピングは、当社においては管理会計上で区分した部及び支店をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングを行い、連結子会社においては原則、各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。また、本社、寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングを行っております。

環串本支店は平成28年3月に閉鎖し環支店へ統合しましたが、今後の資産の使用見込みが不透明なため、上記の資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	68	34
組替調整額	100	4
税効果調整前	169	38
税効果額	46	19
その他有価証券評価差額金	122	19
土地再評価差額金		
税効果額	1	662
退職給付に係る調整額		
当期発生額	216	12
組替調整額	9	29
税効果調整前	226	41
税効果額	77	12
退職給付に係る調整額	149	28
その他の包括利益合計	270	614

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,431,386			44,431,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	354,716	491,852	38,700	807,868

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の

取得による増加

491,600株

単元未満株式の買取りによる増加

252株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

従業員のストック・オプションの権利行使による減少

38,700株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			当連結会計年度期首	増加	減少
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権				
合計					

当連結会計年度末	当連結会計年度末残高(百万円)
	198
	198

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月18日取締役会	普通株式	837	19.00	平成27年3月31日	平成27年5月29日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	1,177	(注) 27.00	平成27年9月30日	平成27年11月25日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当17.00円、創立65周年記念配当10.00円です。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,134	(注) 26.00	平成28年3月31日	平成28年5月31日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当16.00円、創立65周年記念配当10.00円です。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,431,386			44,431,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	807,868	1,000,082	21,900	1,786,050

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の

取得による増加

1,000,000株

単元未満株式の買取りによる増加

82株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

従業員のストック・オプションの権利行使による減少

21,900株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			当連結会計年度期首	増加	減少
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権				
	合計				

当連結会計年度末	当連結会計年度末残高(百万円)
	231
	231

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日取締役会	普通株式	1,134	(注) 26.00	平成28年3月31日	平成28年5月31日
平成28年10月28日取締役会	普通株式	643	15.00	平成28年9月30日	平成28年11月25日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当16.00円、創立65周年記念配当10.00円です。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月19日取締役会	普通株式	利益剰余金	682	16.00	平成29年3月31日	平成29年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金・預金	16,311百万円	18,249百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	824	822
MMF・FFF	188	
現金及び現金同等物 残高	15,675	17,426

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	4	
1年超	0	
合計	4	

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として、顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しております。投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されております。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投信委託会社への払込金であり、投信委託会社の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理規程及び信用リスク管理細則に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターンの確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、資金証券部で日々行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理規程及び市場リスク管理細則に則り行っており、株価、金利及び外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理に関する社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

なお、当社は原則としてポジションを翌日に持ち越さないように運用を行っていることから、リスク管理上、一定期間の保有を前提としたバリュエーション・アット・リスク等の市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報については、貸借対照表日現在の残高の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

流動性リスクの管理

当社グループの流動性リスクの管理については、リスク管理規程及び流動性リスク管理細則に則り行っており、資金繰り状況を適切に把握・管理し、いかなる金融情勢下にあっても流動性が確保されるよう、資金の調達・運用の適切な管理に努めております。具体的には、当社業務の規模、特性、財務状況、資金調達能力に見合った適切な安定性評価の基準を算定しモニタリングを行っているほか、資金逼迫度区分（平常時、懸念時、危機時）を設定し、日々の資金繰り管理状況としてこれを算定した上で適切な資金繰り管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください。)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	16,311	16,311	
(2) 預託金	4,962	4,962	
(3) 信用取引貸付金	13,171	13,171	
(4) 募集等払込金	3,020	3,020	
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,085	1,085	
売買目的有価証券(商品有価証券等)	464	464	
その他有価証券	621	621	
資産合計	38,551	38,551	
(1) 信用取引借入金	2,445	2,445	
(2) 預り金	5,794	5,794	
負債合計	8,240	8,240	
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(14)	(14)
デリバティブ取引合計	(0)	(15)	(14)

() デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	18,249	18,249	
(2) 預託金	9,933	9,933	
(3) 信用取引貸付金	13,302	13,302	
(4) 募集等払込金	3,400	3,400	
(5) 有価証券及び投資有価証券	900	900	
売買目的有価証券(商品有価証券等)	317	317	
その他有価証券	583	583	
資産合計	45,786	45,786	
(1) 信用取引借入金	3,802	3,802	
(2) 預り金	11,609	11,609	
負債合計	15,411	15,411	
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(8)	(8)
デリバティブ取引合計	(0)	(9)	(8)

() デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金(4)募集等払込金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、受益証券は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金

預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	287
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	288
合計	575

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	257
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	408
合計	665

() 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	16,110			
預託金	4,962			
信用取引貸付金	13,171			
募集等払込金	3,020			
合計	37,264			

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	18,057			
預託金	9,933			
信用取引貸付金	13,302			
募集等払込金	3,400			
合計	44,692			

(注) 4 その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
信用取引借入金	2,445			
合計	2,445			

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
信用取引借入金	3,802			
合計	3,802			

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(1) 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 21百万円

(2) その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	379	270	109
小計	379	270	109
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	241	283	42
小計	241	283	42
合計	621	554	67

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	318	156	
受益証券	143		9
合計	462	156	9

(4) 保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 11百万円

(2) その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	115	48	66
小計	115	48	66
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	458	501	43
受益証券	9	10	0
小計	468	511	43
合計	583	560	23

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	47	27	
受益証券	9		0
合計	57	27	0

(4) 保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	8		0	0
	香港ドル	2		0	0
	豪ドル	54		0	0
	ニュージーランドドル	64		0	0
	買建 米ドル	5		0	0
合計		135		0	0

(注) 時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	257	227	14
合計			257	227	14

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	2		0	0
	豪ドル	6		0	0
	ニュージーランドドル	37		0	0
合計		46		0	0

(注) 時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	227	196	8
合計			227	196	8

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2 確定給付型の制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,716百万円	3,760百万円
勤務費用	195	199
利息費用	28	29
数理計算上の差異の発生額	18	1
退職給付の支払額	199	211
退職給付債務の期末残高	3,760	3,776

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
年金資産の期首残高	3,921百万円	3,799百万円
期待運用収益	78	75
数理計算上の差異の発生額	197	14
事業主からの拠出額	191	180
退職給付の支払額	194	198
年金資産の期末残高	3,799	3,842

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,760百万円	3,776百万円
年金資産	3,799	3,842
	38	66
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債又は資産()	38	66
退職給付に係る負債又は資産()	38	66
連結貸借対照表に計上された負債又は資産()	38	66

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
勤務費用	195百万円	199百万円
利息費用	28	29
期待運用収益	78	75
数理計算上の差異の費用処理額	3	16
過去勤務費用の費用処理額	12	12
その他	17	4
確定給付制度に係る退職給付費用	153	127

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
過去勤務費用	12百万円	12百万円
数理計算上の差異	213	28
合計	226	41

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
未認識過去勤務費用	24百万円	11百万円
未認識数理計算上の差異	252	223
合計	277	235

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
株式	43.2%	37.5%
債券	41.5%	40.4%
現金及び預金	3.2%	3.4%
その他	12.1%	18.7%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
割引率	0.78%	0.78%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	5.90%	5.90%

3 確定拠出型の制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度116百万円、当連結会計年度118百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

販売費・一般管理費の株式報酬費用 64百万円

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

販売費・一般管理費の株式報酬費用 38百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

新株予約権戻入益 3百万円

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

新株予約権戻入益 3百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 9 従業員 846
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 491,600
付与日	平成24年11月13日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成24年11月14日～平成26年11月13日
権利行使期間	平成26年11月14日～平成29年11月13日

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 6,500
付与日	平成25年5月1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成25年5月2日～平成27年5月1日
権利行使期間	平成27年5月2日～平成30年5月1日

会社名	提出会社
決議年月日	平成25年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 7 当社執行役員 13 当社従業員 929 当社子会社の取締役 4 当社子会社の執行役員 4 当社子会社の従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 476,400
付与日	平成25年12月10日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成25年12月11日～平成27年12月10日
権利行使期間	平成27年12月11日～平成30年12月10日

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 4,000
付与日	平成26年8月28日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成26年8月29日～平成28年8月28日
権利行使期間	平成28年8月29日～平成31年8月28日

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1 当社従業員 71
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,400
付与日	平成27年5月28日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役若しくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成27年5月29日～平成29年5月28日
権利行使期間	平成29年5月29日～平成32年5月28日

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役員 5 当社執行役員 14 当社従業員 984 当社子会社の取締役 5 当社子会社の執行役員 6 当社子会社の従業員 21
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 493,500
付与日	平成28年6月1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成28年6月2日～平成30年6月1日
権利行使期間	平成30年6月2日～平成33年6月1日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月23日	平成24年 6月23日	平成25年 6月22日	平成26年 6月21日	平成26年 6月21日	平成27年 6月20日
権利確定前						
前連結会計年度末(株)				4,000	34,600	
付与(株)						493,500
失効(株)					2,700	12,900
権利確定(株)				4,000		
未確定残(株)					31,900	480,600
権利確定後						
前連結会計年度末(株)	108,600	5,600	439,600			
権利確定(株)				4,000		
権利行使(株)	21,900					
失効(株)	200		8,500			
未行使残(株)	86,500	5,600	431,100	4,000		

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月23日	平成24年 6月23日	平成25年 6月22日	平成26年 6月21日	平成26年 6月21日	平成27年 6月20日
権利行使価格(円)	420	1,417	1,576	1,416	1,384	929
行使時平均株価(円)	880					
付与日における公正な 評価単価(円)	81	324	417	238	247	174

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

決議年月日	平成27年6月20日
株価変動性 (注1)	41.59%
予想残存期間 (注2)	3年6ヵ月
予想配当 (注3)	33円
無リスク利率 (注4)	0.25%

(注) 1. 平成24年11月30日から平成28年6月1日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成28年3月期の年間普通配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
賞与引当金	218百万円	214百万円
未払事業税	50	41
投資有価証券評価損	76	76
投資事業有限責任組合損失	58	40
減価償却費限度超過額	36	31
金融商品取引責任準備金	55	55
ゴルフ会員権評価損	58	62
その他	222	226
小計	776	747
評価性引当額	422	415
繰延税金資産合計	354	332

繰延税金負債

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
退職給付に係る資産	15百万円	20百万円
その他有価証券評価差額金	46	26
繰延税金負債合計	62	47
繰延税金資産の純額	292	285
繰延税金負債の純額		

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	330百万円	317百万円
固定資産 繰延税金資産	3	2
流動負債 繰延税金負債		
固定負債 繰延税金負債	41	34

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率		30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		2.00%
役員賞与の損金不算入額		0.54%
ストックオプション損金不算入額		0.35%
住民税均等割		1.41%
過年度法人税等		0.59%
法人税額の特別控除		0.25%
土地再評価差額金の取崩		7.20%
評価性引当金の増減額		0.26%
その他		0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.95%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(営業収益)

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(資産除去債務関係)

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業店舗について、不動産賃貸契約に伴う原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。この見積りにあたり、使用見込期間は18年から37年としております。

当連結会計年度において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14百万円、資産除去債務の履行による減少額は2百万円であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	763円66銭	769円18銭
1株当たり当期純利益金額	58円88銭	50円89銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	58円77銭	50円83銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,580	2,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,580	2,183
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,820	42,902
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	81	52
(うち新株予約権(千株))	(81)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	ストック・オプションに 係る新株予約権 (決議年月日平成24年6 月23日、新株予約権の数 56個、株式数5,600株) (決議年月日平成25年6 月22日、新株予約権の数 4,396個、株式数439,600 株) (決議年月日平成26年6 月21日、新株予約権の数 40個、株式数4,000株) (決議年月日平成26年6 月21日、新株予約権の数 346個、株式数34,600株) この概要は、「新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	ストック・オプションに 係る新株予約権 (決議年月日平成24年6 月23日、新株予約権の数 56個、株式数5,600株) (決議年月日平成25年6 月22日、新株予約権の数 4,311個、株式数431,100 株) (決議年月日平成26年6 月21日、新株予約権の数 40個、株式数4,000株) (決議年月日平成26年6 月21日、新株予約権の数 319個、株式数31,900株) (決議年月日平成27年6 月20日、新株予約権の数 4,806個、株式数480,600 株) この概要は、「新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,560	33,099
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	246	297
(うち新株予約権(百万円))	(198)	(231)
(うち非支配株主持分(百万円))	(47)	(65)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	33,313	32,802
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	43,623	42,645

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当連結会計 年度期首残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	210	210	0.62	
1年以内に返済する長期借入金	39	39	2.37	
1年以内に返済するリース債務	2	4		
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	263	223	2.37	平成30年～平成33年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	2	11		平成30年～平成33年
その他有利子負債(1年以内) 信用取引借入金	2,445	3,802	0.60	
合計	2,963	4,291		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	39	175	9	
リース債務	3	2	2	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益 (百万円)	5,273	10,046	15,100	20,714
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	850	1,278	1,959	3,054
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	552	1,018	1,451	2,183
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	12.79	23.60	33.77	50.89

	第1四半期 連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	12.79	10.80	10.16	17.16

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,301	16,805
預託金	4,962	9,933
トレーディング商品	275	317
商品有価証券等	275	317
約定見返勘定	-	1
信用取引資産	13,408	13,875
信用取引貸付金	13,171	13,302
信用取引借証券担保金	236	573
立替金	6	5
募集等払込金	3,020	3,400
短期貸付金	22	10
前払金	16	25
前払費用	41	50
未収入金	36	45
未収収益	835	784
繰延税金資産	381	351
貸倒引当金	2	2
流動資産計	38,308	45,604
固定資産		
有形固定資産		
建物	948	743
器具備品	656	604
土地	1,442	1,057
リース資産(純額)	0	13
無形固定資産		
のれん	0	-
ソフトウェア	532	424
ソフトウェア仮勘定	-	171
電話加入権	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1,197	1,239
関係会社株式	810	810
出資金	2	2
関係会社長期貸付金	20	-
従業員に対する長期貸付金	28	16
長期差入保証金	942	934
長期前払費用	5	4
その他	2	2
貸倒引当金	10	10
固定資産計	6,581	6,015
資産合計	44,889	51,620

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	37	-
信用取引負債	3,006	4,925
信用取引借入金	¹ 2,445	¹ 3,802
信用取引貸証券受入金	561	1,123
預り金	5,787	11,602
受入保証金	1,103	1,245
有価証券等受入未了勘定	0	0
短期借入金	210	210
リース債務	0	2
未払金	288	293
未払費用	368	396
未払法人税等	498	232
賞与引当金	684	673
その他の流動負債	-	18
流動負債計	11,987	19,599
固定負債		
リース債務	-	10
繰延税金負債	25	14
再評価に係る繰延税金負債	30	7
退職給付引当金	238	167
その他の固定負債	18	15
固定負債計	311	215
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	² 182	² 180
特別法上の準備金計	182	180
負債合計	12,481	19,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,991	4,982
資本剰余金合計	8,696	8,687
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,477	10,887
利益剰余金合計	11,477	10,887
自己株式	747	1,608
株主資本合計	34,004	32,544

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	54	35
土地再評価差額金	1,849	1,187
評価・換算差額等合計	1,795	1,152
新株予約権	198	231
純資産合計	32,407	31,623
負債・純資産合計	44,889	51,620

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	18,955	18,050
委託手数料	7,633	7,070
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,284	361
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,558	5,642
その他の受入手数料	5,478	4,976
トレーディング損益	1 325	1 209
金融収益	2 315	2 237
営業収益計	19,596	18,497
金融費用	10 61	10 59
純営業収益	19,534	18,438
販売費・一般管理費		
取引関係費	3 1,892	3 1,545
人件費	4 8,676	4 8,395
不動産関係費	5 1,860	5 1,816
事務費	6 2,816	6 3,058
減価償却費	7 395	7 379
租税公課	8 201	8 275
貸倒引当金繰入額	0	-
その他	9 482	9 471
販売費・一般管理費計	16,325	15,941
営業利益	3,209	2,496
営業外収益		
投資有価証券配当金	26	22
投資事業組合運用益	87	43
受取保険金及び配当金	1	20
その他	22	19
営業外収益計	137	106
営業外費用		
投資事業組合運用損	22	4
雑損失	-	18
その他	0	1
営業外費用計	22	24
経常利益	3,324	2,578
特別利益		
投資有価証券売却益	156	27
固定資産売却益	-	11 32
新株予約権戻入益	3	3
金融商品取引責任準備金戻入	1	1
特別利益計	161	65

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
特別損失				
固定資産除却損	12	22	12	5
固定資産売却損		-	13	71
ゴルフ会員権評価損		-		13
システム解約費用		-		10
貸倒損失		-		1
減損損失		4		-
特別損失計		26		102
税引前当期純利益		3,459		2,541
法人税、住民税及び事業税		1,168		675
法人税等調整額		17		16
法人税等合計		1,185		692
当期純利益		2,273		1,848

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	14,577	3,705	5,004	8,710	11,219	11,219	281	34,225	
当期変動額									
剰余金の配当					2,014	2,014		2,014	
当期純利益					2,273	2,273		2,273	
自己株式の取得							499	499	
自己株式の処分			13	13			33	19	
土地再評価差額金の取崩								-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	13	13	258	258	466	221	
当期末残高	14,577	3,705	4,991	8,696	11,477	11,477	747	34,004	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	177	1,851	1,673	141	32,693
当期変動額					
剰余金の配当					2,014
当期純利益					2,273
自己株式の取得					499
自己株式の処分					19
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	123	1	122	57	64
当期変動額合計	123	1	122	57	285
当期末残高	54	1,849	1,795	198	32,407

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	14,577	3,705	4,991	8,696	11,477	11,477	747	34,004	
当期変動額									
剰余金の配当					1,777	1,777		1,777	
当期純利益					1,848	1,848		1,848	
自己株式の取得							880	880	
自己株式の処分			8	8			19	10	
土地再評価差額金の取崩					662	662		662	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	8	8	590	590	860	1,460	
当期末残高	14,577	3,705	4,982	8,687	10,887	10,887	1,608	32,544	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	54	1,849	1,795	198	32,407
当期変動額					
剰余金の配当					1,777
当期純利益					1,848
自己株式の取得					880
自己株式の処分					10
土地再評価差額金の 取崩					662
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18	662	643	33	676
当期変動額合計	18	662	643	33	783
当期末残高	35	1,187	1,152	231	31,623

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

() 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

() 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法

平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法

上記以外

平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 3年～47年

器具備品 : 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

4 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に従い、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。
特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微です。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産は次のとおりであります。

(前事業年度)

被担保債務		担保に供している資産	
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	2,445	88	88
計	2,445	88	88

(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として373百万円、信用取引借入金に対して1,620百万円、取引所等の信認金及び取引参加者保証金の代用として42百万円、清算基金の代用として219百万円、当初証拠金の代用として955百万円を差し入れております。

(当事業年度)

被担保債務		担保に供している資産	
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	3,802	290	290
計	3,802	290	290

(注) 上記のほか、投資有価証券を借証券の担保として45百万円、取引所等の信認金の代用として14百万円、清算基金の当初証拠金の代用として186百万円、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として291百万円、信用取引借入金に対して1,362百万円、取引所等の取引参加者保証金の代用として48百万円、清算基金の代用として129百万円、当初証拠金の代用として449百万円を差し入れております。

2 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5

3 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸証券	591百万円	1,232百万円
信用取引借入金本担保証券	2,457	3,772

4 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸付金本担保証券	11,895百万円	12,754百万円
信用取引借証券	232	568
受入保証金代用有価証券	20,302	18,453

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

(前事業年度)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	57	23	33
債券等トレーディング損益	265	1	267
その他のトレーディング損益	25	0	24
計	348	22	325

(当事業年度)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	72	11	83
債券等トレーディング損益	108	1	106
その他のトレーディング損益	19	0	19
計	199	10	209

2 金融収益の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
信用取引受取利息・品貸料	303百万円	223百万円
受取債券利子	2	6
受取利息	9	6
その他	0	0
計	315	237

3 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払手数料	418百万円	150百万円
取引所・協会費	159	155
通信・運送費	476	438
旅費・交通費	192	200
広告宣伝費	426	390
交際費	219	208
計	1,892	1,545

4 人件費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬・従業員給料	6,479百万円	6,264百万円
歩合外務員給料	22	25
福利厚生費	1,117	1,090
賞与引当金繰入	684	673
退職給付費用	253	228
その他	120	113
計	8,676	8,395

5 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
不動産費	1,081百万円	1,135百万円
器具・備品費	778	680
計	1,860	1,816

6 事務費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
事務委託費	2,763百万円	3,000百万円
事務用品費	53	57
計	2,816	3,058

7 減価償却費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
有形固定資産	217百万円	178百万円
無形固定資産	176	199
投資その他の資産	1	1
計	395	379

8 租税公課の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
事業税付加価値割及び資本割	135百万円	216百万円
事業所税	13	12
固定資産税及び自動車税	32	28
その他	19	17
計	201	275

9 その他の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
図書費	20百万円	21百万円
営業資料費	280	286
水道光熱費	75	71
会議費	1	3
諸会費	10	11
寄付金	9	8
のれん償却額	20	0
その他	62	69
計	482	471

10 金融費用の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
信用取引支払利息・品借料	58百万円	56百万円
支払利息	2	1
その他	0	1
計	61	59

11 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、器具備品及び土地	百万円	32百万円

12 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	百万円	4百万円
器具備品	18	1
ソフトウェア	4	
計	22	5

13 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、器具備品及び土地	百万円	71百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	810
計	810

()上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	810
計	810

()上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
賞与引当金	211百万円	207百万円
未払事業税	44	34
投資有価証券評価損	76	76
投資事業有限責任組合損失	58	40
退職給付引当金	69	51
減価償却費限度超過額	36	31
金融商品取引責任準備金	55	55
ゴルフ会員権評価損	58	62
その他	269	274
小計	880	833
評価性引当額	477	469
繰延税金資産合計	402	363

繰延税金負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金	46百万円	26百万円
繰延税金負債合計	46	26
繰延税金資産の純額	356	337
繰延税金負債の純額		

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	381百万円	351百万円
固定資産 繰延税金資産		
流動負債 繰延税金負債		
固定負債 繰延税金負債	25	14

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率		30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		2.34%
役員賞与の損金不算入額		0.43%
ストックオプション損金不算入額		0.43%
住民税均等割		1.65%
過年度法人税等		0.65%
土地再評価差額金の取崩		8.65%
評価性引当金の増減額		0.32%
その他		0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.24%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	738円33銭	736円11銭
1株当たり当期純利益金額	51円88銭	43円09銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51円79銭	43円04銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,273	1,848
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,273	1,848
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,820	42,902
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	81	52
(うち新株予約権(千株))	(81)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>ストック・オプションに係る新株予約権 (決議年月日平成24年6月23日、新株予約権の数56個、株式数5,600株) (決議年月日平成25年6月22日、新株予約権の数4,396個、株式数439,600株) (決議年月日平成26年6月21日、新株予約権の数40個、株式数4,000株) (決議年月日平成26年6月21日、新株予約権の数346個、株式数34,600株) この概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>ストック・オプションに係る新株予約権 (決議年月日平成24年6月23日、新株予約権の数56個、株式数5,600株) (決議年月日平成25年6月22日、新株予約権の数4,311個、株式数431,100株) (決議年月日平成26年6月21日、新株予約権の数40個、株式数4,000株) (決議年月日平成26年6月21日、新株予約権の数319個、株式数31,900株) (決議年月日平成27年6月20日、新株予約権の数4,806個、株式数480,600株) この概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	32,407	31,623
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	198	231
(うち新株予約権(百万円))	(198)	(231)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	32,208	31,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	43,623	42,645

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
トレーディング商品	売買目的有価証券	株式(2銘柄)	60,300
		小計	60,300
投資有価証券	その他有価証券	長野計器(株)	362,032
		(株)だいこう証券ビジネス	320,700
		(株)ウィズ・パートナーズ	1,430
		(株)デジタルガレージ	20,000
		(株)北日本銀行	14,200
		エース証券(株)	69,300
		ピーアークホールディングス(株)	26,500
		鷹之台ゴルフ(株)	9
		(株)証券保管振替機構	18
		(株)名古屋証券取引所	3,200
		その他(42銘柄)	359,540
		小計	1,176,929
計		1,237,229	853

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
トレーディング商品	売買目的有価証券	国債(33銘柄)	229
		地方債(1銘柄)	42
		社債(1銘柄)	11
計		283	294

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資) ジャフコSV5-A号投資事業有限責任組合	2
		その他(8銘柄)	33
計		35	408

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物(注1)	3,814	13	670	3,157	2,414	94	743
器具備品	1,695	31	91	1,635	1,031	82	604
土地(注2)	1,442		384	1,057			1,057
	(1,819)		(639)	(1,179)			(1,179)
リース資産	8	14	8	14	0	1	13
有形固定資産計	6,960	59	1,155	5,864	3,446	178	2,418
無形固定資産							
のれん	156		156			0	
ソフトウェア	1,497	90	312	1,275	851	199	424
ソフトウェア仮勘定		171		171			171
電話加入権	28			28	27	0	0
無形固定資産計	1,681	262	468	1,475	879	199	596
長期前払費用	9	1	0	9	5	1	4

(注)1 当期の建物の減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 東山寮の売却に伴う減少 429百万円

岡山倉庫の売却に伴う減少 230 "

2 土地の当期首残高、当期減少額、当期末残高及び差引当期末残高の()内は内書きで、「土地の再評価に する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	13	3	0	3	12
賞与引当金	684	673	684		673
金融商品取引責任準備金	182	1	3		180

(注) 当期減少額(その他)は一般債権の洗替及び貸倒懸念債権等の回収等による戻入であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
単元未満株式の売渡請求	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
売渡請求手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ichiyoshi.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第74期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第75期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月12日関東財務局長に提出

第75期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月11日関東財務局長に提出

第75期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)
の規定に基づく臨時報告書

平成28年6月29日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

平成28年10月13日、平成28年11月11日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月27日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井 憲一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊加井 真弓

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、いちよし証券株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、いちよし証券株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井 憲一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊加井 真弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。